

旭川市水防計画

旭 川 市

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	目 的	1
第 2 節	用語の定義	1
第 3 節	水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	4

第 2 章 水防組織

第 1 節	市の組織	6
第 2 節	隣接市町村水防管理団体及び警察官との協力応援	9

第 3 章 重要水防区域及び水防施設等

第 1 節	重要水防区域の指定	1 0
第 2 節	水防施設	1 0

第 4 章 通信連絡等

第 1 節	市の通信施設	1 1
第 2 節	公衆通信施設	1 2
第 3 節	気象等の通信連絡	1 2
第 4 節	水防信号	1 6
第 5 節	決壊通報	1 8
第 6 節	水防通信連絡及び情報収集	1 8
第 7 節	雨量水位観測の伝達	2 0

第 5 章 水防活動

第 1 節	水防管理団体の非常配備体制	2 1
第 2 節	巡視及び警戒	2 2
第 3 節	警戒区域の設定等	2 3
第 4 節	水防作業	2 4
第 5 節	緊急通行	2 4
第 6 節	立退きの指示及び避難	2 4
第 7 節	水防標識及び身分証票	2 5

第6章	公用負担及び災害補償	
第1節	公用負担	2 6
第2節	公務災害補償	2 7
第7章	水防報告	2 7
第8章	水防訓練	2 7
第9章	浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水防止のための措置	2 7
別 表		
別表 1	旭川市水防本部の組織図	3 1
別表 2	消防機関の組織図（消防本部、署、消防団）	3 2
別表 3	消防機関の水防分担区域表	3 4
別表 4	重要水防区域	3 7
別表 5	水位観測所	4 3
別表 6	危機管理型水位計	4 4
別表 7	雨量観測所	4 7
別表 8	水防倉庫	4 8
別表 9	水防資器材の備蓄状況	4 9
別表 10	水門の設置場所	5 1
別表 11	水防用土砂採取場	6 1
別表 12	水防通信連絡	6 3
別表 13	洪水予報区及び水防警報区	6 4
別表 14	市内一級河川	6 7
様 式		
様式 1	公用負担命令票	6 8
様式 2	公用負担権限委任証	6 8
様式 3	水防活動実施報告書	6 9
資 料		
水防法		
旭川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模に関する条例		

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、旭川市域における河川等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として都道府県知事が指定したものをいう。（法第4条）

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第4項）

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。（法第2条第5項）

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7

項、法第10条第3項)

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人
その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者
の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運
営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているも
のとして水防管理者が指定した団体をいう(法第36条第1項)。

9 洪水予報河川

流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な
損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定し
た河川をいう。気象庁長官及び国土交通大臣又は都道府県知事が共同して、
洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行
う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第
165号)第14条の2項及び第3項)。

10 水防警報

洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして
国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼(水防警報河川等)
について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水等によって災害が起こ
るおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行
う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。

11 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水に
より国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定
した河川をいう。当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特
別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法
第13条)。

12 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な被害が生じるおそれ
があるものとして指定した公共下水道等の排水施設等という。都道府県知事
又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ

め定めた内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う(法第13条の2)

13 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

14 水防団待機水位(通報水位)

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

16 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位、住民の避難判断の参考となる水位をいう。

17 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であって市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18 内水氾濫危険水位

内水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

19 洪水特別警戒水位

氾濫危険水位に相当し、国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない水位をいう。

20 雨水出水特別警戒水位

都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない水位をいう。

21 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

22 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう(法14条)。

23 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう(法14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域)。

第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に係りのある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1 旭川市の水防責任

法第3条の規定により、旭川市区域における水防を十分に果たす責任を有する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 水防管理団体（旭川市）

(1) 平常時における河川等の巡視に関すること。

- (2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置に関すること。
- (3) 消防機関等の出動準備又は出動に関すること。
- (4) 水位の通報に関すること。
- (5) 警戒区域の設定に関すること。
- (6) 警察官の援助の要求に関すること。
- (7) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請に関すること。
- (8) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置に関すること。
- (9) 公用負担に関すること。
- (10) 避難のための立ち退きの指示に関すること。
- (11) 水防訓練の実施に関すること。
- (12) 旭川市防災会議に諮って北海道の水防計画に応じた水防計画の作成及び要旨の公表に関すること。
- (13) 水防協力団体の指定・公示に関すること。
- (14) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言に関すること。
- (15) 水防従事者に対する災害補償に関すること。
- (16) 消防事務との調整に関すること。

2 国土交通省北海道開発局（旭川開発建設部）

- (1) 洪水予報の発表及び通知に関すること(旭川地方気象台と共同で)。
石狩川水系(上流)河川の洪水予報区及び水防警報区（別表13）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表に関すること。
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知に関すること。
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知に関すること。
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知に関すること。
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置に関すること。
- (7) 水防警報の発表及び通知に関すること。
- (8) 特定緊急水防活動に関すること。
- (9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言に関すること。
- (10) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言に関すること。

3 気象庁（旭川地方気象台）

- (1) 水防活動用気象予報及び警報の発表及び通知に関すること。
- (2) 洪水予報の発表及び通知に関すること（旭川開発建設部と共同で）。

石狩川水系（上流）河川の洪水予報区（別表13）

4 北海道（上川総合振興局及び旭川建設管理部）

- (1) 水防計画の策定及び要旨の公表に関すること。
- (2) 指定水防管理団体の指定に関すること。
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力に関すること。
- (4) 気象予報及び警報の伝達に関すること。
- (5) 洪水予報の発表及び通知の伝達に関すること。
- (6) 水位の通報及び公表に関すること。
- (7) 水位周知河川の到達情報の通知及び周知に関すること。
- (8) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知に関すること。
- (9) 水防警報の発表及び通知に関すること。
- (10) 水防信号の指定に関すること。
- (11) 避難のための立ち退きの指示に関すること。
- (12) 緊急時の水防管理者、消防機関の長への指示に関すること。
- (13) 水防に関する勧告及び助言に関すること。

5 旭川中央警察署及び旭川東警察署

- (1) 水災等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び水防活動用気象予報・警報の伝達について協力すること。
- (2) 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力すること。
- (3) 水災時における水防活動用車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の予防取締りをする事。

6 居住者等

常に気象状況、水防情報等に注意するとともに、法第24条の規定による要請があったときは、これに協力しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 市の組織

第1 水防本部の設置

水防管理者は市内で水害による局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は水防警報の通知を受け、必要があると認めたときは、市役所施設内に旭川市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

第2 水防本部の組織

- 1 水防本部の組織は、旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第1節の定めるところに準じ、別表1のとおりとし、特に水防に関係ある各部の水防事務は次のとおりとする。

(1) 総括部（防災安全部）

- ア 関係機関等との連絡調整に関すること。
- イ 通信連絡機能の確保に関すること。
- ウ 水防活動用気象予報・警報等の受理伝達に関すること。

(2) 土木部（土木部）

- ア 河川、排水路等の被害調査及び応急対策に関すること。
- イ 河川の巡視警戒に関すること。
- ウ 応急資材の調達及び分配に関すること。
- エ 水防資機材の輸送に関すること。
- オ 河川における樋門操作等の応急対策に関すること。

(3) 消防部（消防本部）

- ア 水防作業及び工法に関すること。
- イ 重要水防区域の巡視警戒に関すること。
- ウ 人命救助に関すること。
- エ 水災の警報、警戒広報、情報収集及び通信に関すること。
- オ 消防職員の動員に関すること。

(4) 水道部（上下水道部）

- 河川における樋門操作等の応急対策に関すること。

(5) 援護部（福祉保険部）・保健部（保健所）・子育て支援部（子育て支援部）・ 建築部（建築部）

- 要配慮者利用施設の利用者避難に関すること。

2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部に吸収され、水防に関する事務は災害対策本部において行うものとする。

3 状況等により水防本部設置に至らない段階での水防に関する事務は、市各部課の事務分掌及び旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第1節に定める分掌事務によりこれを行うものとする。

第3 消防機関の組織

消防機関の組織は、別表2のとおりである。

第4 消防機関の水防分担区域

消防機関の水防分担区域は、別表3のとおりである。

第5 大規模氾濫減災協議会

1 法第15条の9の規定により、国土交通大臣は、法第10条第2項又は法第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

- (1) 国土交通大臣
- (2) 北海道知事
- (3) 当該河川の存する市町村の長
- (4) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- (5) 当該河川の河川管理者
- (6) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
- (7) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

2 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第6 北海道大規模氾濫減災協議会

法第 15 条の 10 の規定により、北海道知事は、法第 11 条第 1 項又は法第 13 条第 2 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

- (1) 北海道知事
- (2) 当該河川の存する市町村の長
- (3) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- (4) 当該河川の河川管理者
- (5) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長
- (6) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

第 2 節 隣接市町村水防管理団体等及び警察官との協力応援

第 1 河川管理者の協力

河川管理者の協力に関することは次のとおりである。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（石狩川、忠別川、美瑛川、牛朱別川、辺別川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像）の提供に関すること。
- 2 重要水防箇所の手合点検の実施に関すること。
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加に関すること。
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与に関すること。
- 5 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣に関すること。

第 2 隣接市町村水防管理団体との協力応援

法第 23 条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援連絡系統は、

次のとおりとする。

旭川市 水防管理団体 → 市役所 0166-26-1111 消防本部 0166-23-4556		水防管理団体名	市役所・町役場	消防本部
	→	深川市水防管理団体	0164-26-2215	深川地区消防組合 0164-22-3160
	→	美瑛町水防管理団体	0166-92-1111	大雪消防組合 (美瑛町所在) 0166-92-2029
	→	東神楽町水防管理団体	0166-83-2111	
	→	東川町水防管理団体	0166-82-2111	
	→	当麻町水防管理団体	0166-84-2111	
	→	比布町水防管理団体	0166-85-2111	
	→	愛別町水防管理団体	01658-6-5111	
	→	鷹栖町水防管理団体	0166-87-2111	旭川市消防本部
	→	上川町水防管理団体	01658-2-1211	0166-23-4556

第3 警察官との協力応援

警察に対し、水防管理者又は消防機関の長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- 1 警察通信施設の使用 法第27条第2項
- 2 警戒区域の監視 法第21条第2項
- 3 警察官の出動 法第22条
- 4 避難、立退きの場合における措置 法第29条

第3章 重要水防区域及び水防施設等

第1節 重要水防区域の指定

市内河川等で水防上特に重要な区域は、別表4のとおりである。

第2節 水防施設

第1 水位観測所

市内に係る主要な水位観測所は、別表5のとおりである。

第2 危機管理型水位計

市内に係る主要な危機管理型水位計は、別表6のとおりである。

第3 雨量観測所

市内に係る主要な雨量観測所は、別表7のとおりである。

第4 水防倉庫及び資器材の備蓄状況、輸送の確保

1 水防倉庫及び資器材の備蓄状況

水防倉庫の位置等は、別表8のとおりである。また、水防資器材の備蓄状況は、別表9のとおりである。

2 輸送の確保

水防管理者は、経路等についてあらかじめ調査し、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保する。また、水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第10節に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第5 水門等（樋門・樋管等）の操作

水門の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行うものとする。なお、水門の管理者は、あらかじめ水門操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにするものとする。

操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。

ただし、国・道の管理する水門に関してはこの限りでない。

- 1 目 的
- 2 門扉の維持管理
- 3 門扉の開閉取扱者
- 4 門扉の閉鎖時期
- 5 閉鎖の通報
- 6 閉鎖作業
- 7 門扉の開く時期
- 8 開放作業
- 9 作業完了の報告
- 10 その他

第7 水門の設置場所

水門の設置場所及び管理者等は、別表10のとおりである。

第8 水防用土砂採取場

水防管理者は、水災に備え、あらかじめ土砂採取場を調査し、土砂の堆積状況を把握しておくものとする。

なお、水防用土砂採取場は、別表11のとおりである。

第4章 通 信 連 絡 等

第1節 市の通信施設

市の水災時における災害関連情報の伝達及び被害情報の収集・調査・報告は、旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第2節の定めるところによる。

第2節 公衆通信施設

水防管理者は、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水災時の水防通信においては、市の通信施設を基本的使用するものであるが、水防上緊急を要する場合には、法第27条第2項の規定により、公衆通信施設を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができるものとする。

- 1 北海道総合行政情報ネットワーク
- 2 北海道警察本部施設
- 3 北海道旅客鉄道株式会社施設
- 4 北海道電力株式会社施設
- 5 北海道開発局施設
- 6 自衛隊施設

第3節 気象等の通信連絡

第1 水防活動用の警報等

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、旭川地方気象台、旭川開発建設部及び旭川建設管理部から発表される次

の水防活動用の警報等の処理に遺漏のないようにしなければならない。

1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報警報 (気象業務法第14条の2第1項)	大雨注意報 大雨警報 洪水注意報 洪水警報	旭川地方気象台	一般向け大雨注意報・警報・特別警報、洪水注意報・警報をもって代える
洪水予報 (気象業務法第14条の2第2項)(法第10条第2項)	注意報 警報	旭川地方気象台 旭川開発建設部 共 同	指定河川について水位又は流量を示して行う予報。なお、洪水予報の発表基準(危険レベル、洪水予報の種類及び求める行動等)は下表のとおり
水防警報 (法第16条)	待機・準備 出動・指示 解除	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表
水位情報(水位周知河川) (法第13条第1項及び第2項)	避難判断水位 (水位周知河川)	旭川開発建設部 旭川建設管理部	指定河川について水位(避難判断水位)又は流量等を示した情報

(注) 洪水予報区及び水防警報区は別表13のとおりである。

2 洪水予報の種類、危険度レベル、発表基準等

水位危険度 レベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	(水位の名称) 発 表 基 準	市・住民に求める行動等
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報] 【警戒レベル5相当情報[洪水]】	(氾濫発生) 氾濫が発生したとき	住民は、命を守るための最善の行動
レベル4	氾濫危険情報 [洪水警報] 【警戒レベル4相当情報[洪水]】	(氾濫危険水位) 氾濫危険水位に到達したとき	避難指示の発令を判断 住民は、危険な場所から全員避難
レベル3	氾濫警戒情報 [洪水警報] 【警戒レベル3相当情報[洪水]】	(避難判断水位) 避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位を超えると見込まれたとき	高齢者等避難(要配慮者避難情報)発令を判断 高齢者等は、危険な場所から避難 その他の住民は、氾濫に関する情報に注意
レベル2	氾濫注意情報 [洪水注意報] 【警戒レベル2相当情報[洪水]】	(氾濫注意水位) 氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

第2 水防警報の種類等

水防警報の種類、内容及び発表基準

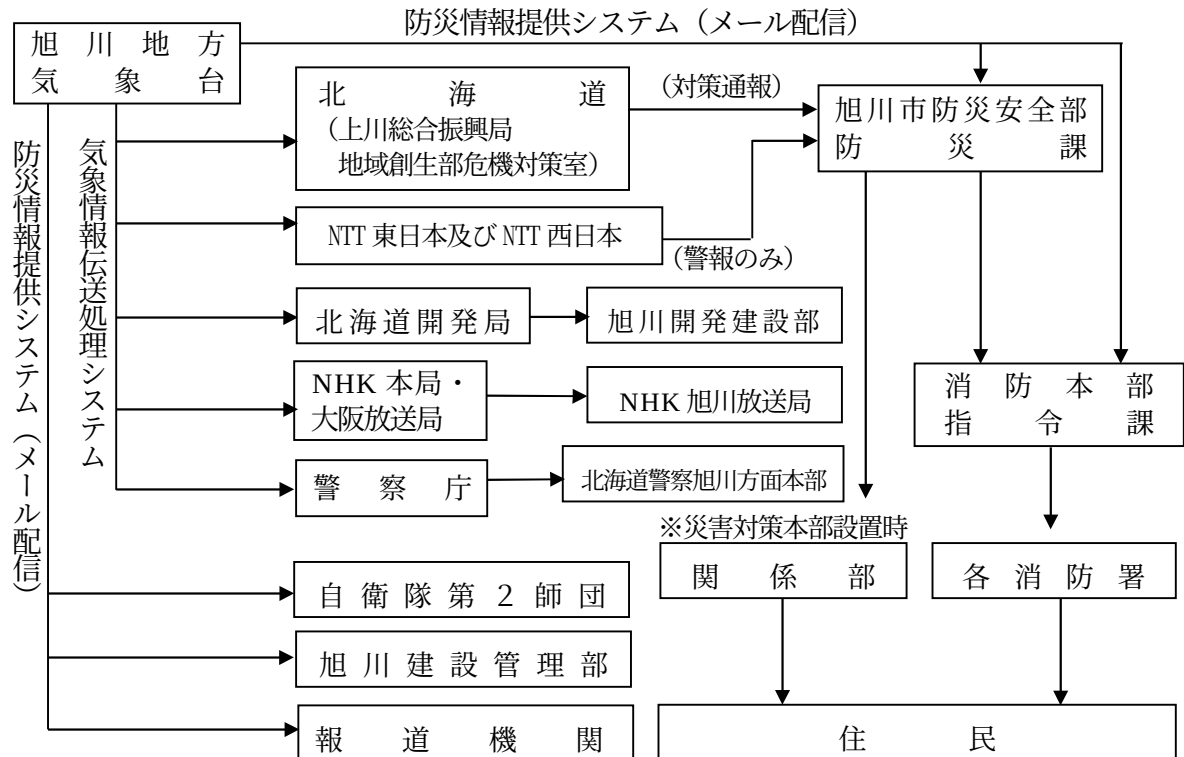
種類	内 容	発 表 基 準
待機	不意の増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況等により特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

（注） 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

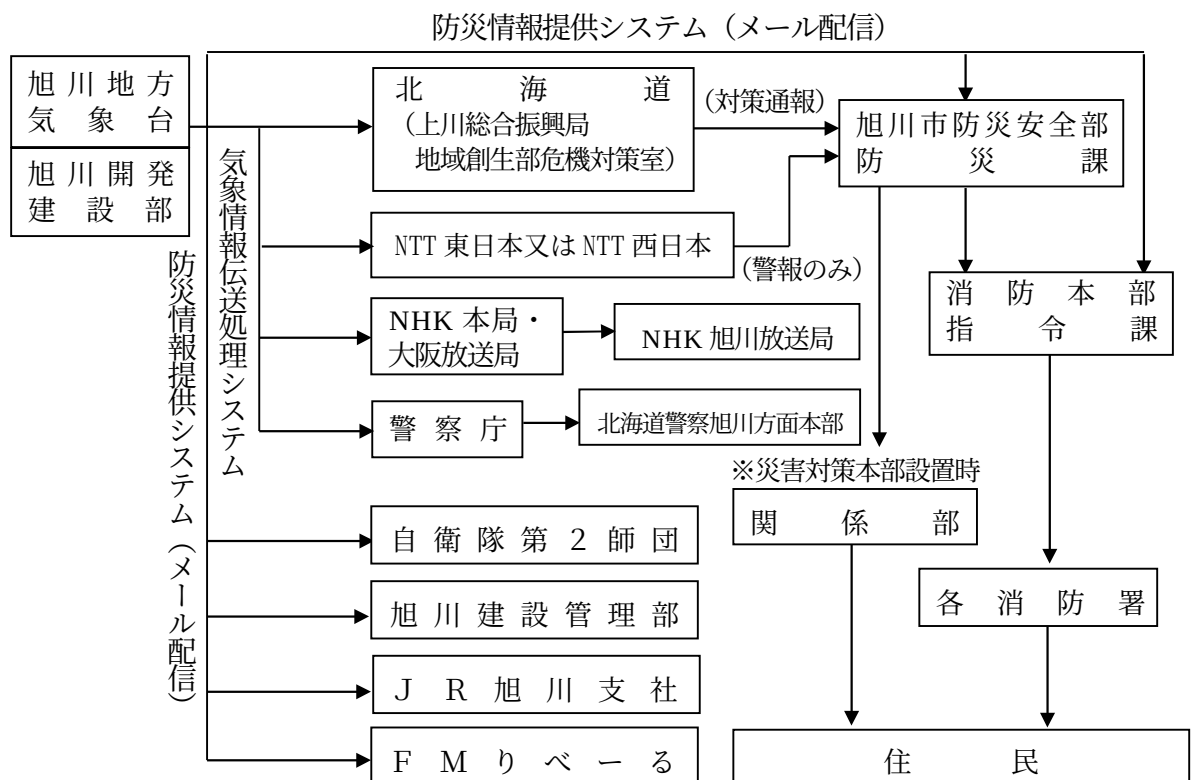
第3 水防活動用気象予報・警報等の伝達

水防活動用の警報等の伝達は、次により行うものとする。

1 水防活動用気象予報・警報の伝達

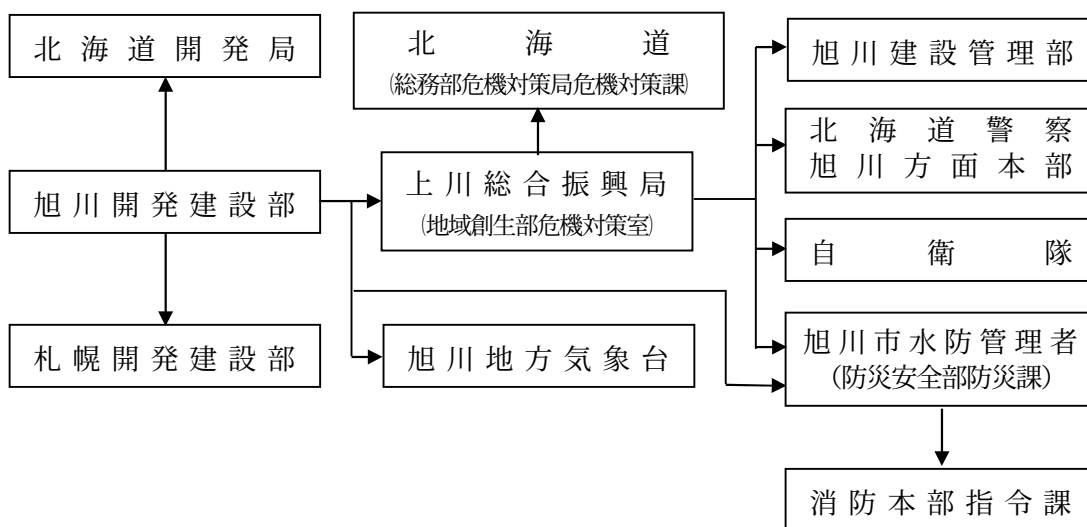


2 洪水予報の伝達

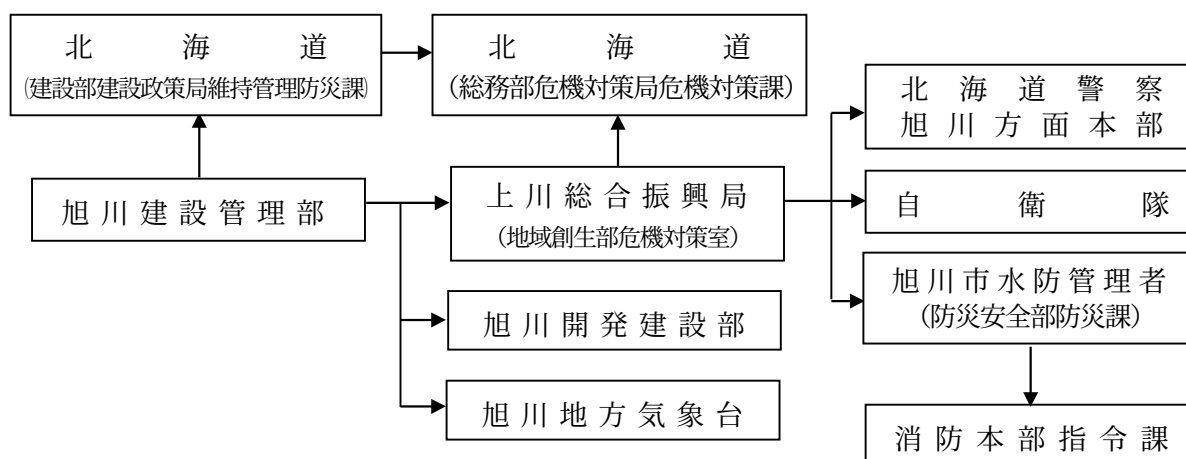


3 水防警報の伝達

(1) 旭川開発建設部所管



(2) 旭川建設管理部所管



第4節 水防信号

法第20条第1項の規定により、知事が定める水防信号は、次のとおりである。

(1) 警戒信号

警戒水位（氾濫注意水位）に達したとき及び気象台から気象の通報を受けたとき発する信号。

(2) 出動第1信号

水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号。

(3) 出動第2信号

水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号。

(4) 危険信号

必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号。

(5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

水防信号

方法 区分	警鐘信号			サイレン信号					
警戒信号	○休止	○休止	○休止	5秒 ○ー	15秒 休止	5秒 ○ー	15秒 休止	5秒 ○ー	15秒 休止
出動第1 信号	○ー○ー○	○ー○ー○	○ー○ー○	5秒 ○ー	6秒 休止	5秒 ○ー	6秒 休止	5秒 ○ー	6秒 休止
出動第2 信号	○ー○ー○ー○	○ー○ー○ー○	○ー○ー○ー○	10秒 ○ー	5秒 休止	10秒 ○ー	5秒 休止	10秒 ○ー	5秒 休止
危険信号	乱 打			1分 ○ー	5秒 休 止	1分 ○ー	5秒 休 止		

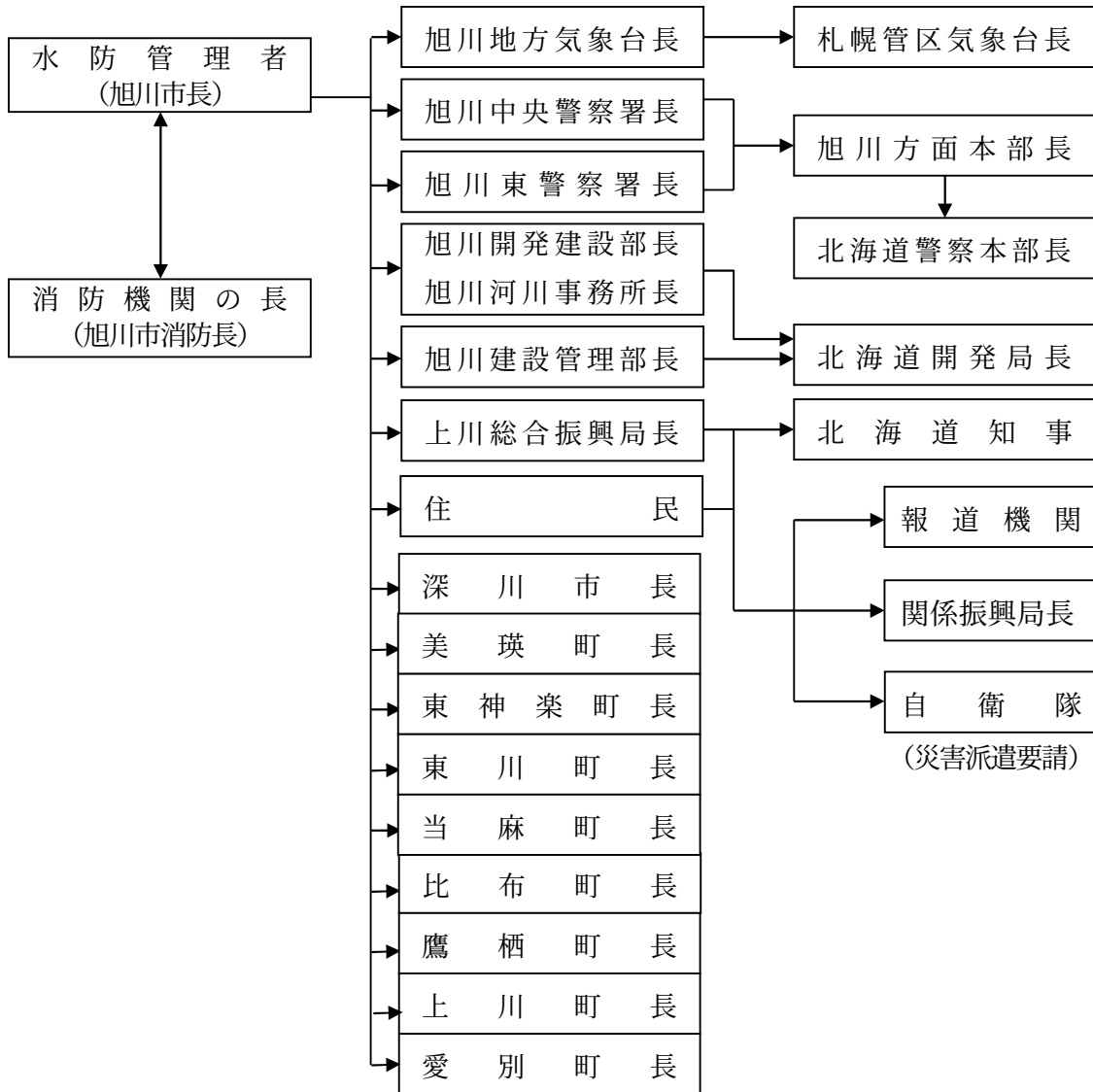
(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第5節 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者及び消防機関の長は、直ちに次により通報するものとする。



(注) 消防機関の長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記通報図に準じ通報を行うものとする。

第6節 水防通信連絡及び情報収集

第1 水防通信連絡

水防に関し、市と関係機関と相互に行う通信連絡は、別表12によるものとする。

第2 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

1 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁「防災気象情報提供システム」(メール配信機能)	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、気象警報/注意報などの文字情報のメール配信設定
気象庁ホームページ「あなたの街の防災情報」	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)、流域雨量指数の予想値等

(注) 貸与されたID・パスワードにより利用 (気象庁ホームページ除く)

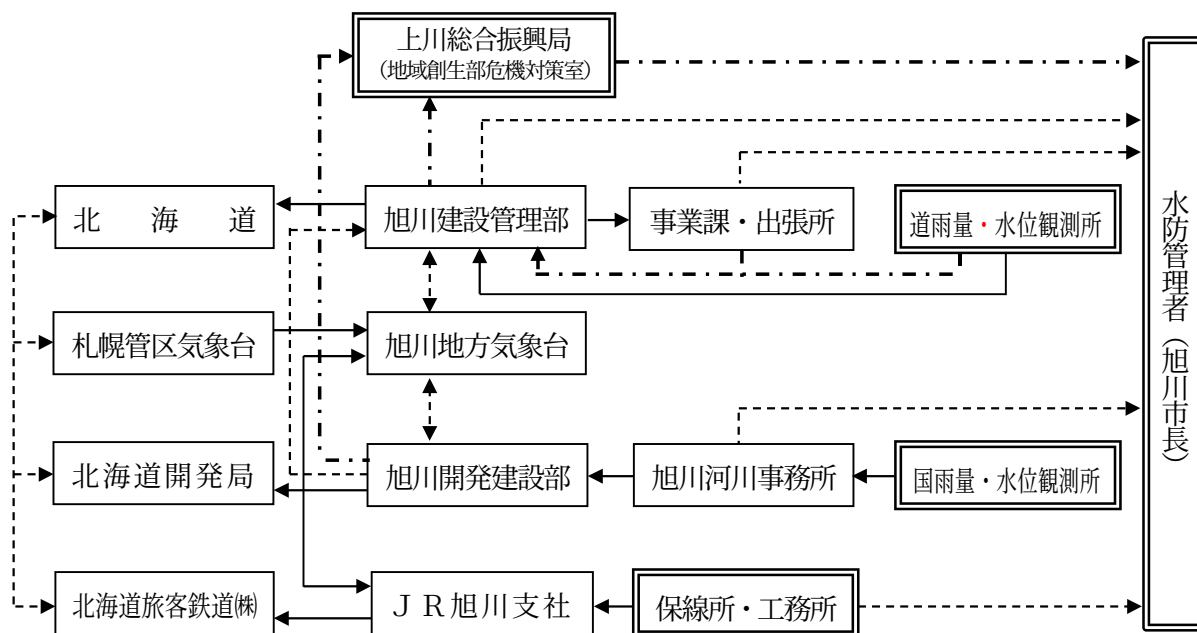
2 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災情報システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報等
旭川地方気象台ホームページ	https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキ

		キャスト、キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予想値等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、高解像度降水ナウキャスト、キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等

第7節 雨量水位観測の伝達

雨量水位観測の通信系統は、次のとおりである。



- (注)
- 通常の系統
 - - - - 必要に応じ通報
 - 障害時
 - 観測機関

第5章 水防活動

第1節 水防管理団体の非常配備体制

第1 市の非常配備体制

水防管理者及び消防機関の長が指令する非常配備体制

1 市の非常配備体制

(旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第1節)

体制	配 備 時 期	配 備 体 制	配備要員
災害警戒配備体制	1 大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表されたとき 2 市内の一部に水害による極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 その他市長が必要と認めたとき	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備
第1非常配備	1 市内で水害による局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要と認めるとき 2 その他市長が必要と認めたとき	災害への応急対策又は危険箇所の警戒等のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の1の人員

第2 非常 配備	1 市内の数地区で水害による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要と認めるとき 2 その他市長が必要と認めたとき	第1 非常配備体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の2の人員
第3 非常 配備	1 市内の全域に甚大な水害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他市長が必要と認めたとき	市の組織及び機能の全てをあげて応急対策活動に対処する体制	災害対策本部職員の全員

第2 非常配備を指令したときの処置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するものとする。

第3 水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

第2節 巡視及び警戒

第1 河川の巡視

法第9条の規定に基づき、水防管理者及び消防機関の長は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険である認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡し必要な処置を求めるものとする。

また、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所等の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

第2 非常警戒

水防管理者及び消防機関の長は、非常配備を指令したときは、監視員を増員し、重要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに上川総合振興局及び当該河川管理者に連絡するものとする。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- 1 居住地側堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及び崩れ
- 2 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び崩れ
- 3 堤防上面の亀裂又は沈下
- 4 堤防から水があふれる状況
- 5 水門の両袖又は低部からの漏水と扉の締まり具合
- 6 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常

第3節 警戒区域の設定等

第1 警戒区域の設定

消防機関に属する者は、法第21条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

第2 警察官の警戒区域の設定

前項に定める場合において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

第3 警戒区域の設定の報告

消防機関に属する者及び警察官は、警戒区域を設定した場合は、直ちに水防管理者、消防機関の長及び当該区域を管轄する警察署長にその旨を報告するものとする。

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

第5節 緊急通行

法第19条の規定により、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第19条第2項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第6節 立退きの指示及び避難等

第1 立退きの指示

法第29条の規定に基づき、洪水等により著しく危険が緊迫していると認められるときに、水防管理者が避難のための立退きを指示することができる。また、指示をする場合は、その旨を北海道知事（上川総合振興局長）及び当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

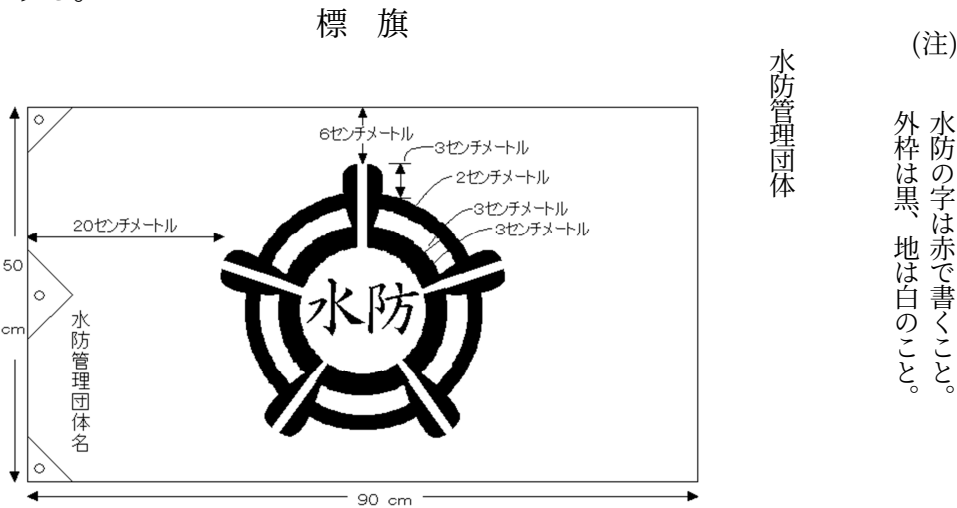
第2 避難等

避難活動及び避難所の開設・運営等は、旭川市地域防災計画風水害・雪害・火山災害対策編第2章第8節に定めるところによるものとする。

第7節 水防標識及び身分証票

第1 水防標識

法第18条の規定により、水防のために出動する車両の標識は次のとおりとする。



第2 身分証票

法第49条第1項及び第2項に定める業務を行うための市の職員及び消防機関に属する者の身分証票は、次のとおりとする。

表	裏
9 cm 第 号 水防立入調査員証 所属 職 氏名 上記の者は、水防法第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入る職員であることを証明します。 年 月 日 旭川市長 印 6 cm	水防法（抜粋） 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めたとき、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者として必要な土地に立ち入らせることができる。 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しな

第6章 公用負担及び災害補償

第1節 公用負担

第1 公用負担

法第28条第1項、第2項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。

なお、水防管理団体は法第28条第3項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を減償しなければならない。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

第2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、様式2に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式1に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第4 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第2節 公務災害補償

法第6条の2の規定により、居住者等が水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷、若しくは病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、旭川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の定めるところにより補償を行う。

第7章 水防報告

第1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告するものとする。

- 1 消防機関を出動させたとき
- 2 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- 3 その他報告を必要と認める事態が発生したとき

第2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに様式3に定める水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに上川総合振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

第8章 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び消防団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、毎年水防訓練を実施するものとする。

第9章

浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

法第15条第1項の規定により、旭川市防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、旭川市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- 2 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 3 浸水想定区域内に次の施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (1) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - (2) 大規模な工場、作業場及び倉庫であって10,000㎡以上の規模に該当するもので洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る）

第2 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等の作成

法第15条第1項の規定により旭川市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「要配慮者利用施設の所有者等」という。）は、関係機関の協力を得て、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、市長は、要配慮者利用施設の所有者等が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。また、市長は同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者等が、正当な理

由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

要配慮者利用施設の所有者等は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

また、市は要配慮者利用施設の所有者等及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第3 大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画等の作成

法第15条第1項の規定により旭川市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、洪水時の浸水防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

また、市は大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第4 浸水被害軽減地区の指定等

法第15条の6の規定により、水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛り土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- (1) 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- (2) 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- (3) 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定したときは、国土交通省で定め

る基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

また、水防管理団体は、標識の設置により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

- (4) 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- (5) 何人も、標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第5 予想される水災の危険の周知等

法第15条の11の規定により、市長は、当該市区域内に存する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

第6 河川管理者の援助等

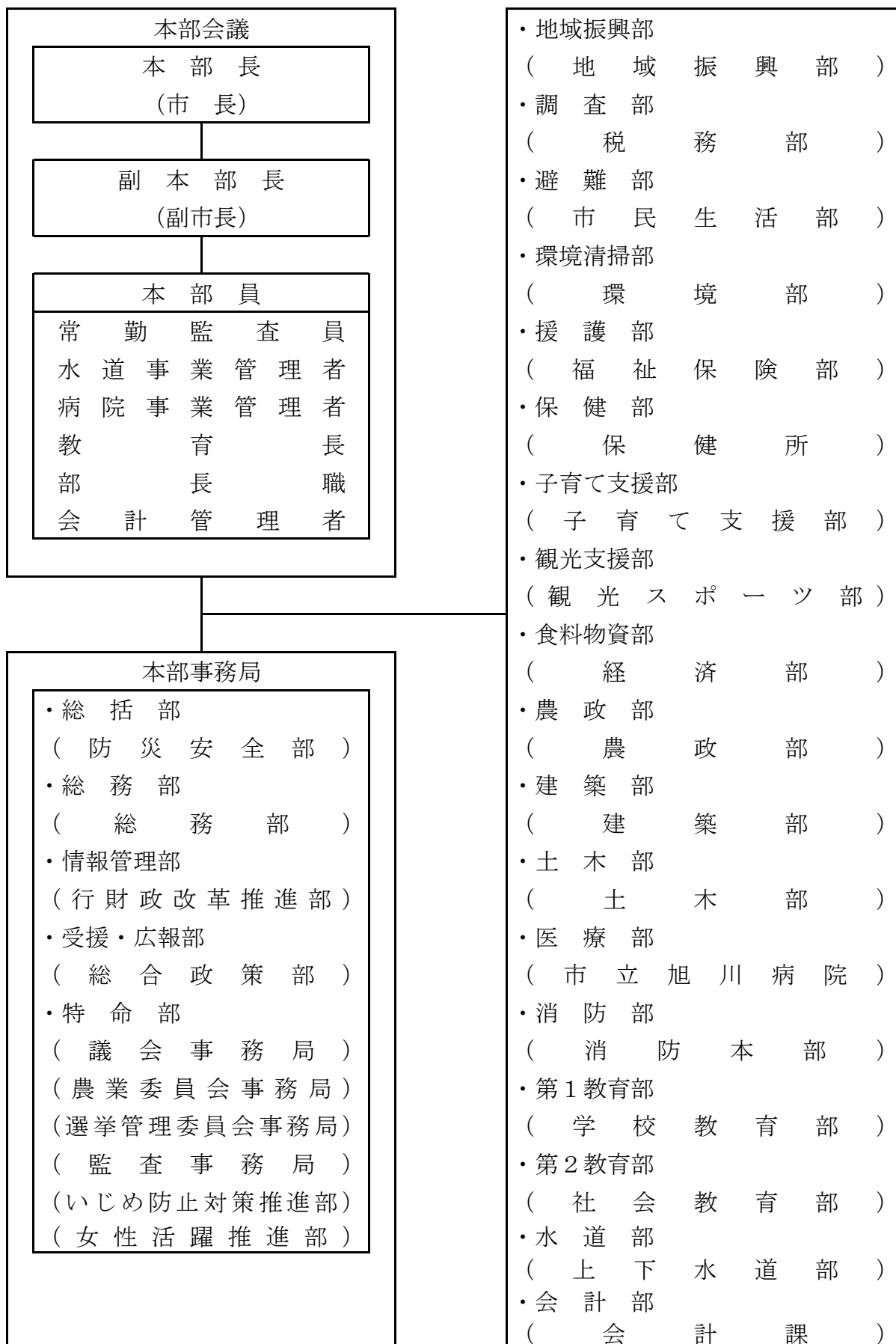
法第15条の12の規定により、河川管理者は、法第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び法第15条第11項の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

また、河川管理者は、これら援助を行う必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

別 表

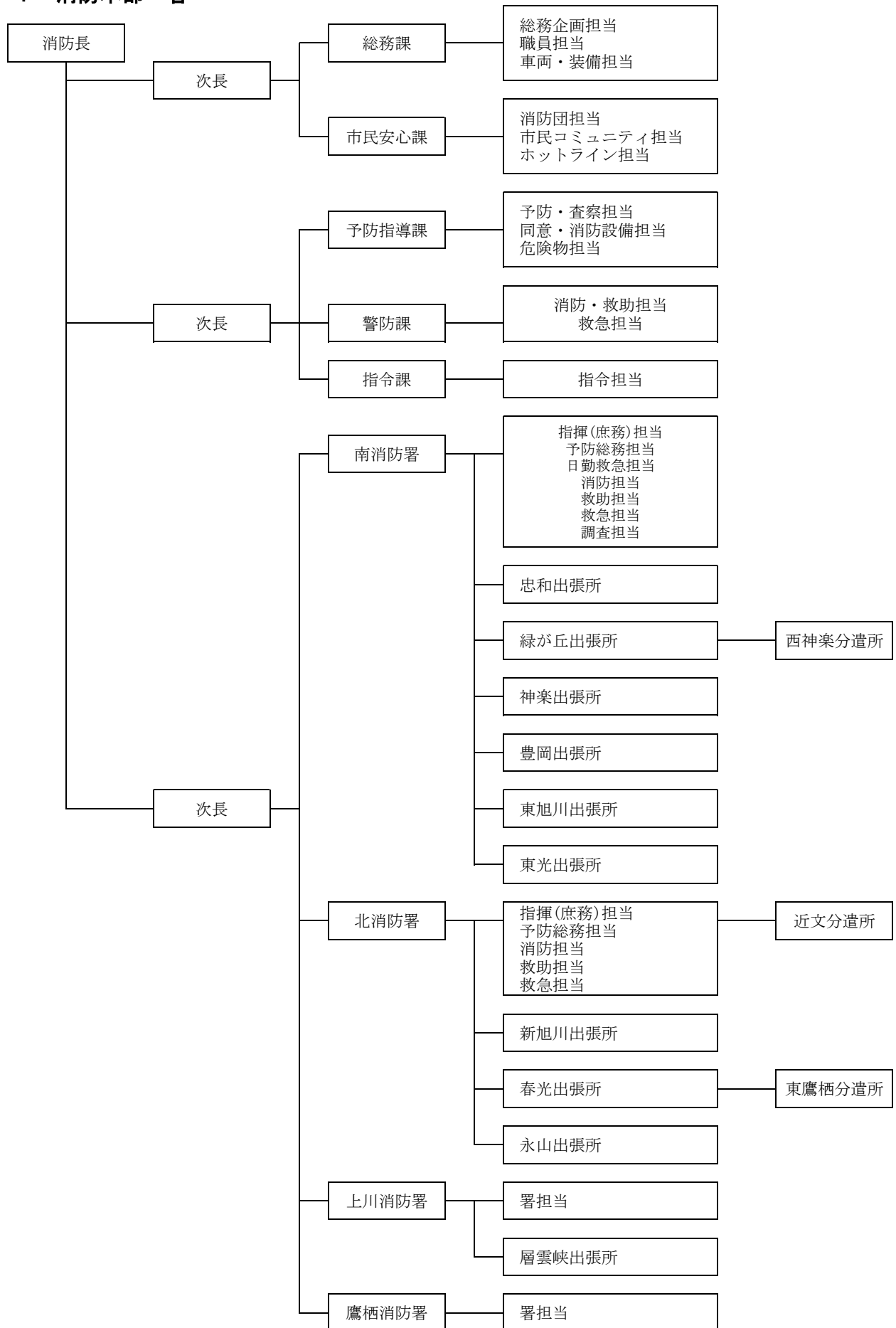
別表 1

旭川市水防本部の組織図（令和6年4月現在）

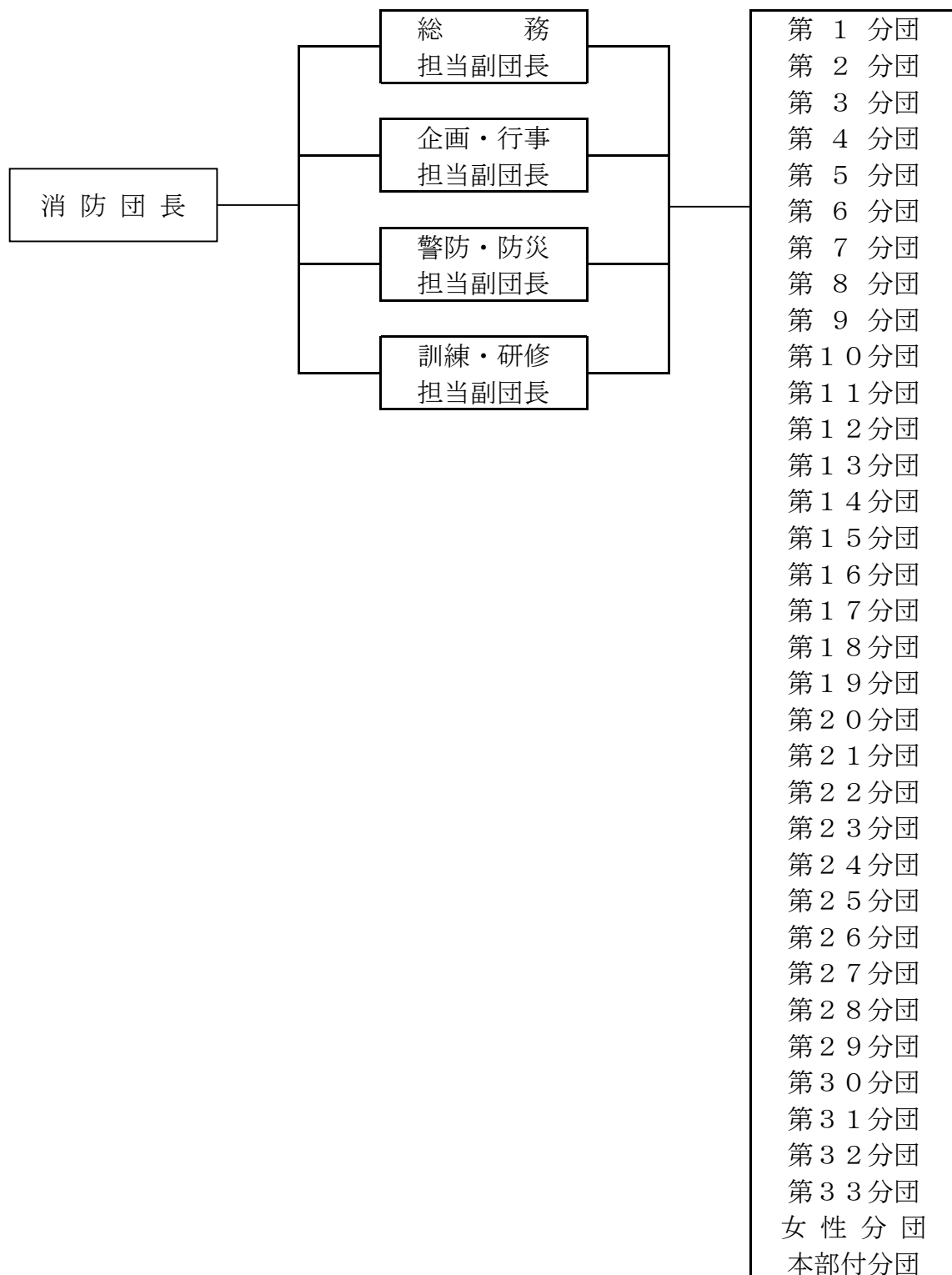


別表 2

1 消防本部・署



2 消防団



別表 3

消防機関の水防分担区域表

消防署

署所（担当）別	分 担 区 域	担 当 主 要 河 川 名
南消防署		
消防担当	西、中央、 大成、東地区	牛朱別川、忠別川、石狩川、栄川、基北川
緑が丘出張所 (西神楽分遣所)	東、神楽、 西神楽地区	忠別川、美瑛川、南校川、西五号川、西八号川
豊岡出張所	東、東旭川地区	牛朱別川、忠別川、東光川、アイヌ川、基北川、小股川、 ポンウシベツ川
東旭川出張所	東旭川地区	牛朱別川、ポンウシベツ川、忠別川、難波田川
神楽出張所	神楽、西神楽、 神居地区	忠別川、美瑛川、南校川
忠和出張所	神居、春日地区	石狩川、美瑛川、神居川、内大部川、オンネナイ川
東光出張所	東、東光地区 東旭川地区	忠別川、東光川、アイヌ川、基北川、南六条川
北消防署		
消防担当 (近文分遣所)	北星、春光地区 江丹別、春日地区	石狩川、オホーツナイ川、近文オホーツナイ川、 ウッペツ川
新旭川出張所	新旭川地区	牛朱別川、永山一号川、永山二号川
春光出張所 (東鷹栖分遣所)	春光、東鷹栖地区	石狩川及びオサラッペ川、ウッペツ川、 ヨンカシュペ川他
永山出張所	永山地区	石狩川、牛朱別川、神水川

※ 分担区域は、旭川市消防署規程別表第 1 に掲げる管轄区域とする。

消 防 団

分 団 名	分 担 区 域	担 当 主 要 河 川 名
第 1 分団	西、中央地区	石狩川、忠別川、栄川
第 2 分団	中央、大成、東地区	牛朱別川、忠別川、基北川
第 3 分団	東地区	牛朱別川、忠別川、基北川、アイヌ川、南六条川、 ポン川、ポン川第一支川
第 4 分団	東地区	牛朱別川、忠別川、基北川、小股川、ポンウシベツ川
第 5 分団	東旭川地区	牛朱別川、難波田川、坂下天然川
第 6 分団	東旭川地区	忠別川及びアイヌ川、基北川、小股川、ポンウシベツ川
第 7 分団	東旭川地区	忠別川、基北川、ポンウシベツ川、アイヌ川
第 8 分団	東旭川地区	倉沼川、ペーパン川
第 9 分団	東旭川地区	牛朱別川及び近文内川、桜川、ペーパン川
第 10 分団	東旭川地区	ペーパン川、谷地川、忍路川、下南部川
第 11 分団	東旭川地区	ペーパン川、上南部川、福島川、ポンペーパン川、 ペーパン第一～第三支川
第 12 分団	神楽、西神楽地区	美瑛川、忠別川、南校川、西五号川
第 13 分団	西神楽地区	美瑛川、西八号川、西十五号川
第 14 分団	西神楽地区	美瑛川及び辺別川、西十五号川、新区画川
第 15 分団	西神楽地区	辺別川、千代ヶ岡川
第 16 分団	神居地区	石狩川、美瑛川、伊野川、神居川、神居一号川、 オンネナイ川、神居第一線川
第 17 分団	神居地区	美瑛川、雨紛川、ポン雨紛川、石灰川、神華川

分 団 名	分 担 区 域	担 当 主 要 河 川 名
第 1 8 分団	神居地区	石狩川、神居第二～第六線川
第 1 9 分団	神居地区	内大部川、オロチョン川、オロエン川、菊丘川、 川口の沢他
第 2 0 分団	江丹別地区	江丹別川、拓北川、西里川、ポンベツ川、ローベツ川、 江丹別第一川
第 2 1 分団	江丹別、春日地区	石狩川、ナイエ川、江丹別第三川、江丹別第五川、 江丹別第六川、江丹別第八川、鱒取川
第 2 2 分団	新旭川地区	石狩川、牛朱別川、永山一号川、永山二号川
第 2 3 分団	北星地区	石狩川、ウッペツ川、オホーツナイ川、 近文オホーツナイ川
第 2 4 分団	北星地区	石狩川、ウッペツ川、オホーツナイ川、 近文オホーツナイ川
第 2 5 分団	春光地区	ウッペツ川、オホーツナイ川、近文オホーツナイ川、 五号川
第 2 6 分団	春光、東鷹栖地区	石狩川、ウッペツ川、五号川
第 2 7 分団	春光台地区	五号川、南一号川
第 2 8 分団	永山地区	石狩川、牛朱別川
第 2 9 分団	永山地区	石狩川、牛朱別川、神水川
第 3 0 分団	永山地区	石狩川、牛朱別川
第 3 1 分団	東鷹栖地区	石狩川、ウッペツ川
第 3 2 分団	東鷹栖地区	オサラッペ川、ヨンカシュッペ川、十七号川、十九号川
第 3 3 分団	東鷹栖地区	オサラッペ川、ヨンカシュッペ川、ハイシュベツ川

※ 分担区域は、旭川市消防団の組織等に関する規則別表第 1 に掲げる区域とする。

別表 4

重 要 水 防 区 域

(旭川開発建設部管理区間)

重 要 水 防 箇 所							
No.	河 川 名	流 心 距 離	地 区 名	延 長 km		災 害 要 因	管 理 者
1	石 狩 川	135.50 ～ 136.67	神 居 古 潭	左 岸	1.17	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
2	石 狩 川	137.00 ～ 137.89	神 居 古 潭	左 岸	0.89	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
3	石 狩 川	150.60 ～ 152.60	忠 和	左 岸	2.00	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
4	石 狩 川	153.00 ～ 153.20	神 居 第 一	左 岸	0.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
5	石 狩 川	153.40 ～ 155.00	神 居 第 一	左 岸	1.60	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
6	石 狩 川	155.60 ～ 155.80	常 盤	左 岸	0.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
7	石 狩 川	156.00 ～ 156.80	常 盤	左 岸	0.80	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
8	石 狩 川	156.80 ～ 157.40	常 盤	左 岸	0.60	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
9	石 狩 川	157.60 ～ 157.80	新 旭 川	左 岸	0.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
10	石 狩 川	158.40 ～ 158.60	新 旭 川	左 岸	0.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
11	石 狩 川	147.00 ～ 149.40	伊 納	右 岸	2.40	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
12	石 狩 川	150.00 ～ 151.00	春 日	右 岸	1.00	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
13	石 狩 川	151.20 ～ 151.60	春 日	右 岸	0.40	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
14	石 狩 川	153.40 ～ 155.20	近 文	右 岸	1.80	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
15	石 狩 川	155.40 ～ 158.20	近 文	右 岸	2.80	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
16	石 狩 川	158.20 ～ 158.60	近 文	右 岸	0.40	越 水 ・ 溢 水	開 発 局
17	石 狩 川	156.00 ～ 157.40	常 盤	左 岸	1.40	堤 体 漏 水	開 発 局
18	石 狩 川	167.80 ～ 168.00	永 山	左 岸	0.20	堤 体 漏 水	開 発 局
19	石 狩 川	147.20 ～ 148.00	伊 納	右 岸	0.80	堤 体 漏 水	開 発 局
20	石 狩 川	157.40 ～ 157.80	近 文	右 岸	0.40	堤 体 漏 水	開 発 局
21	石 狩 川	156.20 ～ 157.20	常 盤	左 岸	1.00	基礎地盤漏水	開 発 局
22	石 狩 川	147.20 ～ 148.00	伊 納	右 岸	0.80	基礎地盤漏水	開 発 局
23	石 狩 川	158.00 ～ 158.20	新 旭 川	左 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
24	石 狩 川	160.00 ～ 160.20	新 旭 川	左 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
25	石 狩 川	160.80 ～ 161.40	南 永 山	左 岸	0.60	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
26	石 狩 川	162.20 ～ 163.00	南 永 山	左 岸	0.80	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
27	石 狩 川	164.00 ～ 164.80	南 永 山	左 岸	0.80	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
28	石 狩 川	158.60 ～ 159.00	近 文	右 岸	0.40	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
29	石 狩 川	159.80 ～ 160.00	東 鷹 栖	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
30	石 狩 川	160.40 ～ 160.60	東 鷹 栖	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
31	石 狩 川	161.40 ～ 161.60	東 鷹 栖	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
32	石 狩 川	163.60 ～ 164.20	東 鷹 栖	右 岸	0.60	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
33	石 狩 川	164.40 ～ 164.60	東 鷹 栖	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
34	石 狩 川	164.80 ～ 166.20	鷹 栖	右 岸	1.40	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局
35	石 狩 川	136.67	神 納 橋 (下)	—	—	工 作 物	北 海 道
36	石 狩 川	136.69	神 納 橋 (上)	—	—	工 作 物	北 海 道
37	石 狩 川	137.89	神 竜 水 管 橋	—	—	工 作 物	土 地 改 良 区
38	石 狩 川	148.66	伊 納 大 橋	—	—	工 作 物	旭 川 市
39	石 狩 川	151.05	江 神 橋	—	—	工 作 物	北 海 道
40	石 狩 川	153.17	近 文 大 橋	—	—	工 作 物	開 発 局
41	石 狩 川	155.32	第二石狩川橋梁(上り)	—	—	工 作 物	JR 北 海 道
42	石 狩 川	155.34	第二石狩川橋梁(下り)	—	—	工 作 物	JR 北 海 道
43	石 狩 川	155.71	旭 西 橋	—	—	工 作 物	旭 川 市
44	石 狩 川	156.75	新 橋	—	—	工 作 物	旭 川 市
45	石 狩 川	157.27	旭 橋	—	—	工 作 物	開 発 局

別表 4

重 要 水 防 区 域

(旭川開発建設部管理区間)

重 要 水 防 箇 所								
No.	河 川 名	流 心 距 離	地 区 名	延 長 km		災 害 要 因	管 理 者	
46	石 狩 川	153.00 ～ 155.00	神 居 第 一	左 岸	2.00	旧 川 跡	開 発 局	
47	石 狩 川	155.20 ～ 155.40	常 盤	左 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
48	石 狩 川	155.80 ～ 156.00	常 盤	左 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
49	石 狩 川	156.40 ～ 156.60	常 盤	左 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
50	石 狩 川	157.80 ～ 158.00	新 旭 川	左 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
51	石 狩 川	158.20 ～ 160.40	新 旭 川	左 岸	2.20	旧 川 跡	開 発 局	
52	石 狩 川	160.40 ～ 165.00	南 永 山	左 岸	4.60	旧 川 跡	開 発 局	
53	石 狩 川	165.60 ～ 168.00	永 山	左 岸	2.40	旧 川 跡	開 発 局	
54	石 狩 川	154.00 ～ 154.60	近 文	右 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局	
55	石 狩 川	156.60 ～ 156.80	近 文	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
56	石 狩 川	156.80 ～ 157.00	近 文	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
57	石 狩 川	158.40 ～ 159.80	近 文	右 岸	1.40	旧 川 跡	開 発 局	
58	石 狩 川	159.80 ～ 164.60	東 鷹 栖	右 岸	4.80	旧 川 跡	開 発 局	
59	石 狩 川	164.60 ～ 168.00	鷹 栖	右 岸	3.40	旧 川 跡	開 発 局	
60	石 狩 川	153.60	神 居 第 一	左 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
61	石 狩 川	155.20	常 磐	左 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
62	石 狩 川	156.00 ～ 157.40	常 磐	左 岸	1.40	重 点 区 間	開 発 局	
63	石 狩 川	157.80	新 旭 川	左 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
64	石 狩 川	147.20 ～ 148.00	伊 納	右 岸	0.80	重 点 区 間	開 発 局	
65	石 狩 川	149.00	伊 納	右 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
66	石 狩 川	150.40	春 日	右 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
67	石 狩 川	153.60	近 文	右 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
68	石 狩 川	157.40 ～ 157.80	近 文	右 岸	0.40	重 点 区 間	開 発 局	
69	忠 別 川	1.20 ～ 1.40	神 居 第 二	左 岸	0.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
70	忠 別 川	2.00 ～ 2.20	神 居 第 二	左 岸	0.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
71	忠 別 川	1.00 ～ 1.80	曙	右 岸	0.80	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
72	忠 別 川	5.20 ～ 5.40	旭 川	右 岸	0.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
73	忠 別 川	5.00 ～ 5.20	参 宮	左 岸	0.20	堤 体 漏 水	開 発 局	
74	忠 別 川	6.60 ～ 6.80	千 代 田	右 岸	0.20	堤 体 漏 水	開 発 局	
75	忠 別 川	14.80 ～ 15.00	旭 正	右 岸	0.20	堤 体 漏 水	開 発 局	
76	忠 別 川	6.60 ～ 6.80	千 代 田	右 岸	0.20	基礎地盤漏水	開 発 局	
77	忠 別 川	7.60 ～ 8.20	下 忠 別	左 岸	0.60	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
78	忠 別 川	8.60 ～ 8.80	東 聖	左 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
79	忠 別 川	7.00 ～ 7.20	千 代 田	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
80	忠 別 川	7.40 ～ 7.60	千 代 田	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
81	忠 別 川	8.20 ～ 8.60	千 代 田	右 岸	0.40	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
82	忠 別 川	9.00 ～ 9.40	千 代 田	右 岸	0.40	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
83	忠 別 川	11.20 ～ 11.60	旭 正	右 岸	0.40	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
84	忠 別 川	12.00 ～ 12.20	旭 正	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
85	忠 別 川	1.62	旭 川 大 橋	—	—	工 作 物	開 発 局	
86	忠 別 川	1.00 ～ 1.80	神 居 第 二	左 岸	0.80	旧 川 跡	開 発 局	
87	忠 別 川	2.40 ～ 3.00	参 宮	左 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局	
88	忠 別 川	3.80 ～ 4.80	参 宮	左 岸	1.00	旧 川 跡	開 発 局	
89	忠 別 川	6.40 ～ 7.40	下 忠 別	左 岸	1.00	旧 川 跡	開 発 局	
90	忠 別 川	1.00 ～ 1.80	曙	右 岸	0.80	旧 川 跡	開 発 局	

別表 4

重 要 水 防 区 域

(旭川開発建設部管理区間)

重 要 水 防 箇 所								
No.	河 川 名	流 心 距 離	地 区 名	延 長 km		災 害 要 因	管 理 者	
91	忠 別 川	4.00 ～ 4.60	旭 川	右 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局	
92	忠 別 川	5.40 ～ 5.60	旭 川	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
93	忠 別 川	9.20 ～ 9.80	千 代 田	右 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局	
94	忠 別 川	10.00 ～ 10.80	旭 正	右 岸	0.80	旧 川 跡	開 発 局	
95	忠 別 川	11.40 ～ 12.80	旭 正	右 岸	1.40	旧 川 跡	開 発 局	
96	忠 別 川	14.40 ～ 15.00	旭 正	右 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局	
97	忠 別 川	15.00 ～ 15.60	東 川	右 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局	
98	忠 別 川	1.20	神 居 第 二	左 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
99	忠 別 川	4.00	參 宮	左 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
100	忠 別 川	4.00	旭 川	右 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
101	忠 別 川	15.20	東 川	右 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
102	美 瑛 川	16.20 ～ 16.60	共 有 地	左 岸	0.40	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
103	美 瑛 川	8.40 ～ 8.80	西 神 楽	右 岸	0.40	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
104	美 瑛 川	8.80 ～ 9.20	西 神 楽	右 岸	0.40	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
105	美 瑛 川	1.40 ～ 1.80	神 楽	右 岸	0.40	堤 体 漏 水	開 発 局	
106	美 瑛 川	2.20 ～ 2.40	神 楽	右 岸	0.20	堤 体 漏 水	開 発 局	
107	美 瑛 川	5.60 ～ 6.20	西 神 楽	右 岸	0.60	堤 体 漏 水	開 発 局	
108	美 瑛 川	8.00 ～ 8.40	西 神 楽	右 岸	0.40	堤 体 漏 水	開 発 局	
109	美 瑛 川	10.00 ～ 11.20	西 神 楽	右 岸	1.20	堤 体 漏 水	開 発 局	
110	美 瑛 川	12.00 ～ 12.80	西 神 楽	右 岸	0.80	堤 体 漏 水	開 発 局	
111	美 瑛 川	1.40 ～ 1.80	神 楽	右 岸	0.40	基礎地盤漏水	開 発 局	
112	美 瑛 川	2.20 ～ 3.40	神 楽	右 岸	1.20	基礎地盤漏水	開 発 局	
113	美 瑛 川	8.00 ～ 8.40	西 神 楽	右 岸	0.40	基礎地盤漏水	開 発 局	
114	美 瑛 川	2.40 ～ 2.60	雨 紛	左 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
115	美 瑛 川	3.00 ～ 4.00	雨 紛	左 岸	1.00	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
116	美 瑛 川	6.60 ～ 6.80	雨 紛	左 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
117	美 瑛 川	1.40 ～ 1.60	神 楽	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
118	美 瑛 川	3.20 ～ 3.40	神 楽	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
119	美 瑛 川	3.60 ～ 3.80	神 楽	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
120	美 瑛 川	3.80 ～ 4.00	神 楽	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
121	美 瑛 川	4.20 ～ 4.60	神 楽	右 岸	0.40	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
122	美 瑛 川	6.40 ～ 6.60	神 楽	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
123	美 瑛 川	1.00 ～ 1.80	雨 紛	左 岸	0.80	旧 川 跡	開 発 局	
124	美 瑛 川	2.20 ～ 3.40	雨 紛	左 岸	1.20	旧 川 跡	開 発 局	
125	美 瑛 川	3.60 ～ 4.20	雨 紛	左 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局	
126	美 瑛 川	4.80 ～ 6.00	雨 紛	左 岸	1.20	旧 川 跡	開 発 局	
127	美 瑛 川	6.40 ～ 6.60	雨 紛	左 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
128	美 瑛 川	13.00 ～ 13.60	共 有 地	左 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局	
129	美 瑛 川	15.00 ～ 15.80	共 有 地	左 岸	0.80	旧 川 跡	開 発 局	
130	美 瑛 川	1.20 ～ 1.80	神 楽	右 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局	
131	美 瑛 川	2.60 ～ 3.60	神 楽	右 岸	1.00	旧 川 跡	開 発 局	
132	美 瑛 川	3.80 ～ 4.00	神 楽	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
133	美 瑛 川	4.20 ～ 4.60	神 楽	右 岸	0.40	旧 川 跡	開 発 局	
134	美 瑛 川	5.20 ～ 5.60	神 楽	右 岸	0.40	旧 川 跡	開 発 局	
135	美 瑛 川	5.80 ～ 6.00	神 楽	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	

別表 4

重 要 水 防 区 域

(旭川開発建設部管理区間)

重 要 水 防 箇 所								
No.	河 川 名	流 心 距 離	地 区 名	延長 km		災 害 要 因	管 理 者	
136	美 瑛 川	6.40 ～ 7.20	神 楽	右 岸	0.80	旧 川 跡	開 発 局	
137	美 瑛 川	7.40 ～ 7.60	神 楽	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
138	美 瑛 川	7.60 ～ 8.60	西 神 楽	右 岸	1.00	旧 川 跡	開 発 局	
139	美 瑛 川	8.80 ～ 12.20	西 神 楽	右 岸	3.40	旧 川 跡	開 発 局	
140	美 瑛 川	12.40 ～ 13.60	西 神 楽	右 岸	1.20	旧 川 跡	開 発 局	
141	美 瑛 川	16.20	共 有 地	左 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
142	美 瑛 川	8.60	西 神 楽	右 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
143	辺 別 川	0.60 ～ 0.80	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
144	辺 別 川	7.20 ～ 8.00	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.80	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
145	辺 別 川	8.20 ～ 8.40	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
146	辺 別 川	8.60 ～ 9.00	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.40	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
147	辺 別 川	2.00 ～ 2.80	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.80	堤 体 漏 水	開 発 局	
148	辺 別 川	6.40 ～ 6.60	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.20	水 衝 ・ 洗 掘	開 発 局	
149	辺 別 川	1.18	旭 橋	—	—	工 作 物	開 発 局	
150	辺 別 川	5.37	旭 岡 橋	—	—	工 作 物	美 瑛 町	
151	辺 別 川	7.47	千 代 ヱ 岡 橋	—	—	工 作 物	美 瑛 町	
152	辺 別 川	1.00 ～ 2.80	辺 別 川 右 岸	右 岸	1.80	旧 川 跡	開 発 局	
153	辺 別 川	3.00 ～ 3.20	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
154	辺 別 川	3.40 ～ 3.60	辺 別 川 右 岸	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局	
155	辺 別 川	3.80 ～ 5.20	辺 別 川 右 岸	右 岸	1.40	旧 川 跡	開 発 局	
156	辺 別 川	5.60 ～ 7.40	辺 別 川 右 岸	右 岸	1.80	旧 川 跡	開 発 局	
157	辺 別 川	7.80 ～ 9.80	辺 別 川 右 岸	右 岸	2.00	旧 川 跡	開 発 局	
158	辺 別 川	4.40	辺 別 川 右 岸	右 岸	—	重 点 区 間	開 発 局	
159	牛 朱 別 川	3.20 ～ 5.80	豊 岡	左 岸	2.60	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
160	牛 朱 別 川	5.80 ～ 6.00	豊 岡	左 岸	0.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
161	牛 朱 別 川	6.00 ～ 7.00	東 旭 川	左 岸	1.00	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
162	牛 朱 別 川	7.60 ～ 8.60	東 旭 川	左 岸	1.00	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
163	牛 朱 別 川	8.80 ～ 9.80	東 旭 川	左 岸	1.00	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
164	牛 朱 別 川	13.60 ～ 14.20	桜 岡 左 岸	左 岸	0.60	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
165	牛 朱 別 川	3.20 ～ 5.40	新 星	右 岸	2.20	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
166	牛 朱 別 川	5.40 ～ 6.00	新 星	右 岸	0.60	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
167	牛 朱 別 川	6.00 ～ 7.00	東 永 山	右 岸	1.00	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
168	牛 朱 別 川	7.60 ～ 9.20	東 永 山	右 岸	1.60	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
169	牛 朱 別 川	9.40 ～ 9.80	東 永 山	右 岸	0.40	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
170	牛 朱 別 川	12.60 ～ 14.20	桜 岡 右 岸	右 岸	1.60	越 水 ・ 溢 水	開 発 局	
171	牛 朱 別 川	1.20 ～ 1.60	永 隆 左 岸	左 岸	0.40	堤 体 漏 水	開 発 局	
172	牛 朱 別 川	1.20 ～ 2.20	永 隆 右 岸	右 岸	1.00	堤 体 漏 水	開 発 局	
173	牛 朱 別 川	12.40 ～ 12.60	桜 岡 右 岸	右 岸	0.20	堤 体 漏 水	開 発 局	
174	牛 朱 別 川	12.80 ～ 13.00	桜 岡 右 岸	右 岸	0.20	堤 体 漏 水	開 発 局	
175	牛 朱 別 川	1.00 ～ 1.60	永 隆 左 岸	左 岸	0.60	基礎地盤漏水	開 発 局	
176	牛 朱 別 川	0.40 ～ 1.00	永 隆 右 岸	右 岸	0.60	基礎地盤漏水	開 発 局	
177	牛 朱 別 川	1.20 ～ 2.20	永 隆 右 岸	右 岸	1.00	基礎地盤漏水	開 発 局	
178	牛 朱 別 川	8.60 ～ 9.80	東 永 山	右 岸	1.20	基礎地盤漏水	開 発 局	
179	牛 朱 別 川	2.02	境 橋	—	—	工 作 物	開 発 局	
180	牛 朱 別 川	4.65	豊 永 橋	—	—	工 作 物	北 海 道	

別表 4

重 要 水 防 区 域

(旭川開発建設部管理区間)

重 要 水 防 箇 所							
No.	河 川 名	流 心 距 離	地 区 名	延 長 km		災 害 要 因	管 理 者
181	牛 朱 別 川	5.28	第 二 牛 朱 別 川 橋 梁	—	—	工 作 物	JR 北 海 道
182	牛 朱 別 川	5.82	功 橋	—	—	工 作 物	旭 川 市
183	牛 朱 別 川	0.80 ～ 1.00	永 隆 左 岸	左 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局
184	牛 朱 別 川	4.00 ～ 4.20	豊 岡	左 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局
185	牛 朱 別 川	7.00 ～ 7.60	東 旭 川	左 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局
186	牛 朱 別 川	8.20 ～ 8.80	東 旭 川	左 岸	0.60	旧 川 跡	開 発 局
187	牛 朱 別 川	9.40 ～ 9.60	東 旭 川	左 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局
188	牛 朱 別 川	9.80 ～ 10.20	東 旭 川	左 岸	0.40	旧 川 跡	開 発 局
189	牛 朱 別 川	0.80 ～ 1.60	永 隆 右 岸	右 岸	0.80	旧 川 跡	開 発 局
190	牛 朱 別 川	4.20 ～ 4.60	新 星	右 岸	0.40	旧 川 跡	開 発 局
191	牛 朱 別 川	5.00 ～ 5.20	新 星	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局
192	牛 朱 別 川	5.40 ～ 5.60	新 星	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局
193	牛 朱 別 川	6.40 ～ 6.60	東 永 山	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局
194	牛 朱 別 川	7.60 ～ 8.00	東 永 山	右 岸	0.40	旧 川 跡	開 発 局
195	牛 朱 別 川	9.20 ～ 9.60	東 永 山	右 岸	0.40	旧 川 跡	開 発 局
196	牛 朱 別 川	11.40 ～ 11.80	桜 岡 右 岸	右 岸	0.40	旧 川 跡	開 発 局
197	牛 朱 別 川	3.60	豊 岡	左 岸	—	重 点 区 間	開 発 局
198	牛 朱 別 川	6.80	東 旭 川	左 岸	—	重 点 区 間	開 発 局
199	牛 朱 別 川	3.60	新 星	右 岸	—	重 点 区 間	開 発 局
200	牛 朱 別 川	8.80 ～ 9.20	東 永 山	右 岸	0.40	重 点 区 間	開 発 局
201	牛 朱 別 川	9.40 ～ 9.80	東 永 山	右 岸	0.40	重 点 区 間	開 発 局
202	オホーツナイ川	1.20 ～ 1.60	近 文 オホーツナイ	左 岸	0.40	旧 川 跡	開 発 局
203	オホーツナイ川	1.20 ～ 1.40	近 文 オホーツナイ	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局
204	西 8 号 川	0.20 ～ 0.40	—	左 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局
205	西 8 号 川	0.20 ～ 0.40	—	右 岸	0.20	旧 川 跡	開 発 局

別表 4

重 要 水 防 区 域

(旭川建設管理部管理区間)

重 要 水 防 箇 所								
No.	水系名	河 川 名		地 区 名	位 置	流 心 距 離	延長 km	管 理 者
1	石狩川	伊 野 川	左岸	神 居 町 台 場	人道橋から0.28km下流	0.00 ～ 0.28	0.28	北 海 道
2	石狩川	伊 野 川	右岸	神 居 町 台 場	人道橋から0.28km下流	0.00 ～ 0.28	0.28	北 海 道
3	石狩川	神 居 川	左岸	神 居 町 忠 和	(市)栄光橋	0.00 ～ 1.00	1.00	北 海 道
4	石狩川	神 居 川	右岸	神 居 町 忠 和	(市)栄光橋	0.00 ～ 1.00	1.00	北 海 道
5	石狩川	江 丹 別 川	左岸	江 丹 別 町 嵐 山	(市)春日橋	0.00 ～ 0.11	0.11	北 海 道
6	石狩川	江 丹 別 川	右岸	江 丹 別 町 嵐 山	(市)春日橋	0.00 ～ 0.10	0.10	北 海 道
7	石狩川	ウ ッ ペ ツ 川	左岸	近 文 町 ～ 緑 町	(道)近緑橋	0.80 ～ 0.00	0.80	北 海 道
8	石狩川	ウ ッ ペ ツ 川	右岸	近 文 町 ～ 緑 町	(道)近緑橋	0.80 ～ 0.00	0.80	北 海 道
9	石狩川	オホーツナイ川	左岸	近 文 町	(市)第1号橋から0.05km上流	0.00 ～ 0.95	0.95	北 海 道
10	石狩川	オホーツナイ川	右岸	近 文 町	(市)第1号橋から0.05km上流	0.00 ～ 0.95	0.95	北 海 道
11	石狩川	栄 川	左岸	亀 吉	(市)亀吉橋から0.40km上流	0.00 ～ 0.90	0.90	北 海 道
12	石狩川	栄 川	右岸	亀 吉	(市)亀吉橋から0.40km上流	0.00 ～ 0.90	0.90	北 海 道
13	石狩川	南 校 川	左岸	神 楽	(市)南校橋	0.00 ～ 0.48	0.48	北 海 道
14	石狩川	南 校 川	右岸	神 楽	(市)南校橋	0.00 ～ 0.48	0.48	北 海 道
15	石狩川	千 代 ヱ 岡 川	左岸	西 神 楽	辺別川との合流点から0.30km上流	0.00 ～ 0.30	0.30	北 海 道
16	石狩川	千 代 ヱ 岡 川	右岸	西 神 楽	辺別川との合流点から0.26km上流	0.00 ～ 0.26	0.26	北 海 道
17	石狩川	基 北 川	左岸	十条通～東旭川町	(市)相伴橋	0.00 ～ 5.20	5.20	北 海 道
18	石狩川	基 北 川	右岸	十条通～東旭川町	(市)相伴橋	0.00 ～ 5.20	5.20	北 海 道
19	石狩川	ポンウシベツ川	左岸	豊岡～東旭川町	(市)二乃和橋から1.50km上流	0.00 ～ 5.40	5.40	北 海 道
20	石狩川	ポンウシベツ川	右岸	豊岡～東旭川町	(市)二乃和橋から1.50km上流	0.00 ～ 5.40	5.40	北 海 道
21	石狩川	東 光 川	左岸	南八条通～東光	(市)道路橋	0.00 ～ 2.10	2.10	北 海 道
22	石狩川	東 光 川	右岸	南八条通～東光	(市)道路橋	0.00 ～ 2.10	2.10	北 海 道
23	石狩川	小 股 川	左岸	豊 岡	(道)旭豊橋	0.00 ～ 0.15	0.15	北 海 道
24	石狩川	小 股 川	右岸	豊 岡	(道)旭豊橋	0.00 ～ 0.15	0.15	北 海 道
25	石狩川	倉 沼 川	左岸	北七丁目～倉沼	(市)春雨橋	0.82 ～ 2.60	1.78	北 海 道
26	石狩川	ペ ー パ ン 川	左岸	日ノ出～豊田	(道)観月橋	0.00 ～ 2.77	2.77	北 海 道
27	石狩川	ペ ー パ ン 川	右岸	豊 田	(道)観月橋	1.49 ～ 2.77	1.28	北 海 道

別表 5

水位観測所

所 轄	観測所名	水系	河川名	位 置	管理者	基準水位 (m)				
						水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	計画高
北海道 開発局	納内	石狩川	石狩川	深川市納内町 8 区の 1 (納内橋)	札幌開発 建設部長	57.50	58.90	59.20	60.10	61.75
〃	伊納	〃	〃	江丹別町字伊納 (伊納大橋下流)	旭川開発 建設部長	90.80	92.20	93.90	94.90	96.39
〃	旭橋	〃	〃	常盤通3丁目 (①永山橋下流②永山橋上流)	〃	105.70	106.40	①106.90 ②109.00	①107.70 ②109.40	109.05
〃	永山	〃	〃	永山町8丁目 (永山橋)	〃	126.30	127.20	設定なし	設定なし	130.81
〃	大正橋	〃	忠別川	南8条23丁目地先大正橋 (大正橋下流)	〃	119.50	120.40	設定なし	設定なし	123.02
〃	暁橋	〃	〃	東神楽町19号南3東橋 (東橋下流)	〃	209.50	210.20	210.50	211.00	212.94
〃	西神楽	〃	美瑛川	西神楽 (新開橋下流)	〃	136.90	137.80	139.20	139.90	141.12
〃	西一区	〃	〃	美瑛町西一区地先 (四季の橋下流)	〃	232.10	232.90	233.50	233.70	235.94
〃	1 8 号	〃	辺別川	西神楽18号地先 (旭橋下流)	〃	150.90	151.50	152.00	152.40	153.21
〃	中央橋	〃	牛朱別 川	東4条1丁目中央橋 (中央橋下流)	〃	109.00	109.80	110.10	110.30	111.38
〃	旭永橋	〃	〃	永山町7丁目3番線 (旭永橋下流)	〃	124.20	124.90	設定なし	設定なし	127.90
〃	鹿島橋	〃	〃	東旭川町桜岡鹿島橋 (鹿島橋下流)	〃	136.40	137.20	137.50	138.40	138.83
〃	北永	〃	永山新 川	永山町13丁目 (第三北永橋下流)	〃	135.00	135.30	136.10	137.10	137.18
〃	鷹栖橋	〃	オサ ラッペ 川	鷹栖町北野 (鷹栖橋下流)	〃	105.30	105.70	106.00	106.40	106.72
旭川建設 管理部	嵐山	石狩川	江丹別 川	江丹別町嵐山113-2 (嵐山橋)	旭川建設 管理部長	98.06	99.07	99.87	100.20	100.39
〃	萬代橋	〃	江丹別 川	江丹別町芳野383-2 (萬代橋)	〃	132.03	133.04	133.21	133.64	134.14
〃	ウッペツ川	〃	ウッペツ 川	緑町21丁目2740-1 (近緑橋)	〃	99.39	100.26	設定なし	101.23	101.23
〃	ペーパン川	〃	ペーパン 川	東旭川町倉沼159 (観月橋)	〃	137.96	138.87	139.08	139.82	140.17
〃	倉沼川	〃	倉沼川	東旭川町倉沼1260-1 (さかい橋)	〃	166.93	167.60	167.70	168.36	168.36
〃	ボン川	〃	ボン川	東神楽町字東神楽39番地 (紅葉橋)	〃	136.41	136.83	136.92	137.93	137.93
〃	当麻川	〃	当麻川	当麻町1609番98 (2丁目橋)	〃	157.57	157.99	158.26	158.46	158.46
〃	比布川	〃	比布川	比布町863番1 (共栄橋)	〃	159.59	160.28	160.34	161.60	161.60
〃	伊野川	〃	伊野川	神居町富沢127番1 (伊野川橋)	〃	124.80	125.50	設定なし	126.29	126.29
〃	内大部川	〃	内大部 川	神居町西岡215番16 (溪翠橋)	〃	96.17	96.80	設定なし	97.34	97.34
〃	ヨンカシュッペ川	〃	ヨンカ シュッ ペ川	鷹栖町2518番1 (有明橋)	〃	115.15	115.80	設定なし	116.51	116.51
〃	愛宕新川	〃	愛宕新 川	東旭川町下兵村116番1 (ボンカシュッペ川水管橋)	〃	133.37	134.05	設定なし	134.96	134.96
〃	辺別川	〃	辺別川	美瑛町字朗根内 (幸橋)	〃	293.67	294.73	設定なし	295.93	29.93

※水防団待機水位：水防団が待機する水位

※氾濫注意水位：増水時に災害が起こるおそれがある水位

※避難判断水位：住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位

※氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位

※計画高水位：堤防などを作る際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位

別表 6

危機管理型水位計

所 轄	名 称	水系	河川名	位 置	管理者	基準水位 (m) ※堤防天端から 水面までの高さ	
						観測開始	危険水位
北海道 開発局	石狩川KP149.0R	石狩川	石狩川	旭川市春日地先	旭川開発 建設部長	-5.93	-2.13
〃	石狩川KP150.8R	〃	石狩川	旭川市嵐山地先	〃	-5.98	-2.37
〃	石狩川KP153.6L	〃	石狩川	旭川市忠和地先	〃	-2.52	-1.71
〃	石狩川KP155.2L	〃	石狩川	旭川市常盤地先	〃	-5.02	-2.09
〃	石狩川KP157.8L	〃	石狩川	旭川市金星地先	〃	-4.37	-1.85
〃	石狩川KP161.8R	〃	石狩川	旭川市花咲地先	〃	-5.31	-1.87
〃	石狩川KP168.8L	〃	石狩川	当麻町当麻地先	〃	-2.96	-2.28
〃	石狩川KP181.2R	〃	石狩川	愛別町南町地先	〃	-7.12	-3.15
〃	石狩川KP186.4R	〃	石狩川	愛別町中愛別地先	〃	-2.70	-1.86
〃	石狩川KP190.4L	〃	石狩川	愛別町中央地先	〃	-3.72	-1.41
〃	石狩川KP191.0R	〃	石狩川	愛別町中央地先	〃	-1.95	-1.23
〃	石狩川KP193.4L	〃	石狩川	愛別町愛山地先	〃	-2.70	-2.58
〃	石狩川KP195.6L	〃	石狩川	上川町東雲地先	〃	-4.98	-1.88
〃	石狩川KP197.2R	〃	石狩川	上川町越路地先	〃	-1.08	-0.31
〃	石狩川KP201.6L	〃	石狩川	上川町上川地先	〃	-5.56	-5.29
〃	忠別川KP1.2L	〃	忠別川	旭川市神居地先	〃	-3.75	-2.24
〃	忠別川KP4.0L	〃	忠別川	旭川市神楽地先	〃	-5.51	-3.76
〃	忠別川KP4.2L	〃	忠別川	旭川市神楽地先	〃	-2.51	-1.99
〃	忠別川KP5.2L	〃	忠別川	旭川市神楽地先	〃	-2.18	-1.36
〃	忠別川KP15.2L	〃	忠別川	東神楽町14号地先	〃	-4.26	-2.21
〃	忠別川KP21.6R	〃	忠別川	東神楽町東川地先	〃	-2.98	-1.78
〃	忠別川KP26.4L	〃	忠別川	上川郡東神楽町志比内地先	〃	-2.83	-2.13

別表 6

危機管理型水位計

所 轄	名 称	水系	河川名	位 置	管理者	基準水位 (m) ※堤防天端から 水面までの高さ	
						観測開始	危険水位
〃	美瑛川KP6. 8L	〃	美瑛川	旭川市神居町雨紛地先	〃	-2. 51	-1. 72
〃	美瑛川KP11. 4R	〃	美瑛川	旭川市西神楽地先	〃	-3. 96	-2. 05
〃	美瑛川KP14. 4R	〃	美瑛川	上川郡美瑛町字旭地先	〃	-3. 60	-1. 92
〃	美瑛川KP17. 0L	〃	美瑛川	旭川市西神楽地先	〃	-2. 68	-2. 67
〃	美瑛川KP21. 0L	〃	美瑛川	上川郡美瑛町旭地先	〃	-0. 98	-0. 23
〃	美瑛川KP23. 0R	〃	美瑛川	上川郡美瑛町美田地先	〃	-2. 69	-0. 61
〃	美瑛川KP40. 0L	〃	美瑛川	上川郡美瑛町美沢地先	〃	-7. 26	-0. 45
〃	美瑛川KP43. 6L	〃	美瑛川	上川郡美瑛町美沢左岸地先	〃	-2. 06	-0. 62
〃	辺別川KP0. 6L	〃	辺別川	美瑛町辺別川左岸地先	〃	-2. 85	-1. 40
〃	辺別川KP7. 6R	〃	辺別川	旭川市辺別川右岸地先	〃	-1. 38	1. 38
〃	辺別川KP8. 8L	〃	辺別川	旭川市西神楽一線地先	〃	-2. 86	-0. 35
〃	牛朱別川KP0. 6L	〃	牛朱別川	旭川市豊岡地先	〃	-3. 98	-1. 65
〃	牛朱別川KP3. 6L	〃	牛朱別川	旭川市豊岡地先	〃	-3. 98	-1. 65
〃	牛朱別川KP5. 4R	〃	牛朱別川	旭川市永山町三丁目地先	〃	-3. 26	-1. 65
〃	牛朱別川KP6. 0R	〃	牛朱別川	旭川市東旭川	〃	-2. 05	-1. 65
〃	オサラッペ川 KP4. 4L	〃	オサラッペ川	鷹栖町オサラッペ左岸地先	〃	-3. 62	-1. 37
〃	オサラッペ川 KP9. 0L	〃	オサラッペ川	鷹栖町 1 4 線地先	〃	-2. 24	-1. 07
〃	オサラッペ川 KP11. 4R	〃	オサラッペ川	鷹栖町 1 6 線地先	〃	-2. 64	-0. 51
旭川建設 管理部	清水橋	石狩川	西里川	旭川市江丹別町中央	旭川建設 管理部長	-1. 99	-0. 60
〃	拓北橋	〃	拓北川	旭川市江丹別町拓北	〃	-2. 00	-0. 62
〃	栄光橋	〃	神居川	旭川市忠和5条4丁目	〃	-1. 52	-0. 60
〃	新生橋	〃	ウッペツ川	旭川市近文24丁目	〃	-4. 41	-2. 34
〃	南2号橋	〃	オホーツナイ川	旭川市緑町14丁目通	〃	-1. 47	-0. 60
〃	南校橋	〃	南校川	旭川市神楽6条11丁目	〃	-3. 90	-0. 60

別表 6

危機管理型水位計

所 轄	名 称	水系	河川名	位 置	管理者	基準水位 (m) ※堤防天端から 水面までの高さ	
						観測開始	危険水位
〃	黎明橋	〃	五号川	旭川市西御料3条2丁目	〃	-1.75	-0.60
〃	錦橋	〃	雨紛川	旭川市神居町上雨紛	〃	-2.28	-0.60
〃	新八号橋	〃	西八号 川	旭川市西神楽2線8号	〃	-1.60	-0.60
〃	神楽第83号橋	〃	十五号 川	旭川市西神楽1線15号	〃	-1.83	-0.60
〃	千寿橋	〃	千代ヶ 岡川	旭川市西神楽2線24号	〃	-1.81	-0.60
〃	千風林橋	〃	アイヌ 川	旭川市東光21条9丁目	〃	-1.78	-0.60
〃	亀吉橋	〃	栄川	旭川市亀吉3条2丁目	〃	-3.02	-1.39
〃	ふれあい橋	〃	近文オ ホーツ ナイ川	旭川市近文町11丁目	〃	-2.00	-0.60
〃	朝日歩道橋	〃	基北川	旭川市9条通20丁目	〃	-1.38	-0.60
〃	永山第3号	〃	永山2号 川	旭川市永山6条3丁目	〃	-2.24	-0.60
〃	豊岡サンビレッジ 橋	〃	ボンウ シベツ 川	旭川市豊岡3条10丁目	〃	-1.27	-0.60
〃	二乃和橋	〃	ボンウシ ベツ川 分水路	旭川市東旭川町下兵村	〃	-1.93	-0.60
〃	新生橋	〃	難波田 川	旭川市豊岡8条11丁目	〃	-1.98	-0.60
〃	難波田二乃橋	〃	難波田 川 分水路	旭川市東旭川町下兵村	〃	-1.92	-0.60
〃	喜楽橋	〃	ペーパ ン川	旭川市東旭川町瑞徳	〃	-1.91	-0.75
〃	東光サンビレッジ 橋	〃	小股川	旭川市東旭川町共栄	〃	-1.16	-0.60
〃	永寿橋	〃	永山3号 川	旭川市永山町6丁目	〃	-1.61	-0.60
〃	ツインハーブ側道 橋	〃	東光川	旭川市東光18条5丁目	〃	-1.60	-0.60
〃	境橋	〃	神水川	上川郡当麻町中央2区	〃	-0.92	-0.60

別表 7

雨 量 観 測 所

所 轄	観測所名	位 置	管 理 者	電 話
北海道開発局	伊納	江丹別町伊納	旭川開発建設部長	3 2 - 4 2 6 0 (旭川開発建設部治水課) 4 8 - 2 1 3 1 (旭川河川事務所)
〃	旭川	東 4 条 1 丁目中央橋	〃	〃
〃	永山	永山町 8 丁目永山橋	〃	〃
〃	米原	東旭川町米原	〃	〃
〃	江丹別	江丹別町富原	〃	〃
旭川地方气象台	旭川	宮前 1 条 3 丁目 旭川地方气象台	旭川地方气象台	3 2 - 7 1 0 2 (旭川地方气象台)
〃	江丹別	江丹別町芳野	〃	〃
〃	瑞穂	東旭川町瑞穂	〃	〃
旭川建設管理部	内大部川	神居町西丘215-16	旭川建設管理部長	2 6 - 4 4 6 1 (旭川建設管理部事業課)
〃	萬代橋	江丹別町芳野383-2	〃	〃
〃	伊野川	神居町富沢127-1	〃	〃

別表 8

水 防 倉 庫

名 称	位 置	面 積	管 理 者
西神楽倉庫	西神楽北 1 条 2 丁目	2 0 . 4 5 m ²	西神楽分遣所
東旭川倉庫	東旭川北 1 条 6 丁目	1 9 . 8 0 m ²	東旭川出張所
第 1 6 分団詰所	神居 3 条 9 丁目	4 . 8 6 m ²	消防団第 1 6 分団長
第 2 1 分団詰所	江丹別町嵐山	3 . 0 0 m ²	消防団第 2 1 分団長
豊里倉庫	神居町豊里	2 1 . 2 1 m ²	消防団第 1 9 分団長
旭川地区河川防災ステーション	東光 2 7 条 8 丁目	8 4 . 5 0 m ²	旭川開発建設部 旭川河川事務所
永山新川管理センター	永山町 1 3 丁目	7 2 . 0 0 m ²	旭川開発建設部 旭川河川事務所
近文地区花咲水防拠点	花咲町 6 丁目	8 0 . 0 0 m ²	旭川開発建設部 旭川河川事務所

別表 9

水防資器材の備蓄状況

倉庫 資器材	西神楽倉庫	東旭川倉庫	16分団詰所	21分団詰所	豊里倉庫	合 計
スコップ	42	21	21	28	22	134
掛矢	8	2	2	2	1	15
なた			1	4	5	10
かま	14		6	4	3	27
ノコ	1		3	3	4	11
マサカリ	2		1	2	1	6
くわ	4	2	1	1		8
ツルハシ	1	9	3	5	3	21
しの	24		5	4	6	39
ペンチ	2		1		2	5
クリッパー			2	1	2	5
鉄ハンマー	7		2	3	2	14
ビニール・麻袋			200	200	450	850
鉄線	100	50	100	100	300	650
鉄クイ	80					80
なわ						0
ビニールシート	30		1	1		32
木材						0

別表 9

水防資器材の備蓄状況

区 分	分 類	種 別	規 格	単 位	永山新川管理 センター	旭川地区 河川防災 ステーション	近文地区 花咲水防拠点	備 考
物 資	工 具	掛 矢	φ 150mm	丁	1	6	6	
		剣 先	L=970mm	丁	4	16	12	
		ハンマー	2.5kg	丁			6	
		ハンマー	3.0kg	丁		9	9	
資 材	油処理用材	オイルマット	タフネル BL-6500 65cm×6500cm×4mm	巻				メーカー、型式、 寸法
			タフネル BL-65T 65cm×65cm×4mm	枚				メーカー、型式、 寸法
			タフネル BL-65 65cm×65cm×4mm	枚	200		400	
			森の木太郎 MPW-45 38cm×55cm×3mm	枚	60		240	メーカー、型式、 寸法
			森の木太郎 CF (カーボンファイバー)	個	5			
			高性能吸着材 65cm×6500cm×4mm	箱				
			木質系油吸着材 38cm×55cm×3cm	箱				
		オイルフェンス	1000×950×1000	m				
			300×400×1000	m				
			100×200×1000	m				
			φ 100mm、L=20	m				
			タフネル TF-200 5m/本	本	4			メーカー、型式、 寸法
		連続遮水壁	5000×1000×600 5m標準ユニット×2	セット			6	
	シート	防水シート	3.6m×5.4m	枚	38			メーカー、型式、 寸法
			5.4m×7.2m	枚				メーカー、型式、 寸法
			1.0m×5.0m	枚				メーカー、型式、 寸法
	土木用材	アンカーピン	0.8m	本				長さ
			1.0m	本				長さ
	水防資材	ロープ	12mm 100m巻	個		5	15	
		二子縄	5.5m	本				
		三子縄	14.5m	本				
	土木用材	鋼 杭	L=1.2m φ 16mm	本	28	730	80	
		木 杭	L=1.2m 末口φ 90mm	本				
		アンカーピン	1.5m	本				長さ
		土のう袋	480mm×620mm	枚	983	9,600	560	麻袋含む
			600mm×1000mm	枚				麻袋含む
			460mm×600mm	枚				
			480mm×600mm	枚				
			500mm×800mm	枚				
			1100mm×1000mm	枚				
			1100mm×1080mm	枚		3,660		
			φ 1100mm×1080mm	枚	10			
		麻袋用ピン		本				土のう用
		鉄 線	径4mm、亜鉛めつ き、50kg/巻	kg		300		
			10#亜鉛メッキ 15.8m/kg	kg		150	100	
		根固めブロック	3t	個		424	161	
			5t	個			20	
	土 砂	備蓄碎石	玉石	m³				
		備蓄土砂		m³	3,650	4,006	11,700	

別表 10

水門の設置場所

番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者
1	石狩川	右岸	伊納樋門	伊納築堤 KP147.2	旭川開発建設部長
2	〃	〃	伊納第1樋門	伊納築堤 KP147.8	〃
3	〃	〃	伊納第3樋門	伊納築堤 KP149.1	〃
4	〃	〃	滝見樋門	春日築堤 KP150.2	〃
5	〃	左岸	忠和排水樋門	忠和築堤 KP150.5	〃
6	〃	右岸	春日排水樋門	春日築堤 KP150.8	〃
7	〃	左岸	神居川水門	神居第1築堤 KP152.9	〃
8	〃	〃	神居第四樋門	神居第1築堤 KP153.0	〃
9	〃	右岸	ウッペツ川水門	近文オホーツナイ築堤 KP153.4	〃
10	〃	左岸	栄川樋門	常盤築堤 KP155.2	〃
11	〃	右岸	大町ひ門	近文築堤 KP155.4	〃
12	〃	〃	川端樋門	近文築堤 KP156.5	〃
13	〃	〃	本町樋門	近文築堤 KP157.1	〃
14	〃	左岸	金星ひ門	新旭川築堤 KP158.2	〃
15	〃	〃	東三条樋門	新旭川築堤 KP159.1	〃
16	〃	〃	南永山2丁目樋門	南永山築堤 KP161.0	〃
17	〃	右岸	東鷹栖7号ひ門	東鷹栖築堤 KP161.2	〃
18	〃	左岸	南永山三丁目樋門	南永山築堤 KP161.4	〃
19	〃	右岸	東鷹栖10号樋門	東鷹栖築堤 KP162.8	〃
20	〃	左岸	永山六丁目樋門	南永山築堤 KP163.2	〃
21	〃	右岸	東鷹栖十一号排水樋門	東鷹栖築堤 KP163.6	〃

別表 10

水門の設置場所

番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者
22	〃	〃	東鷹栖十四号樋門	鷹栖築堤 KP165.5	〃
23	忠別川	左岸	神居第三ひ門	神居第2築堤 KP0.6	〃
24	〃	〃	参宮樋門	参宮築堤 KP2.4	〃
25	〃	〃	神楽樋門	参宮築堤 KP3.3	〃
26	〃	〃	神楽岡樋門	参宮築堤 KP4.7	〃
27	〃	右岸	宮前樋門	旭川築堤 KP5.0	〃
28	〃	〃	南町樋門	旭川築堤 KP5.5	〃
29	〃	左岸	東聖第1樋門	東聖築堤 KP8.6	〃
30	〃	右岸	旭正取排水樋門	旭正築堤 KP11.5	〃
31	美瑛川	左岸	神居第2樋門	神居第2築堤 KP0.3	〃
32	〃	〃	雨紛零号排水樋門	雨紛築堤 KP1.7	〃
33	〃	右岸	南校川排水樋門	神楽築堤 KP2.3	〃
34	〃	左岸	雨紛二号排水樋門	雨紛築堤 KP2.9	〃
35	〃	〃	雨紛4号樋門	雨紛築堤 KP3.8	〃
36	〃	右岸	西神楽二号排水樋門	神楽築堤 KP4.1	〃
37	〃	〃	西神楽3号排水ひ門	神楽築堤 KP4.7	〃
38	〃	左岸	雨紛6号ひ門	雨紛築堤 KP5.2	〃
39	〃	右岸	西神楽5号樋門	神楽築堤 KP5.8	〃
40	〃	〃	西神楽6号樋門	神楽築堤 KP6.4	〃
41	〃	〃	西神楽9号樋門	西神楽築堤 KP8.5	〃
42	〃	右岸	西神楽十一号樋門	西神楽築堤 KP9.2	〃

別表 10

水門の設置場所

番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者
43	〃	右岸	西神楽十二号樋門	西神楽築堤 KP10.0	〃
44	〃	〃	西神楽13号樋門	西神楽築堤 KP10.4	〃
45	〃	〃	西神楽13号樋管	西神楽築堤 KP10.9	〃
46	〃	〃	西神楽14号樋門	西神楽築堤 KP11.4	〃
47	〃	〃	西神楽15号樋門	西神楽築堤 KP11.8	〃
48	〃	〃	西神楽十六号排水樋門	西神楽築堤 KP12.5	〃
49	〃	左岸	共有地第二排水樋門	共有地築堤 KP12.6	〃
50	〃	〃	共有地第一排水樋管	共有地築堤 KP13.7	〃
51	〃	〃	共有地第一排水樋門	共有地築堤 KP14.2	〃
52	〃	〃	村椿排水樋門	共有地築堤 KP14.9	〃
53	辺別川	右岸	辺別川右岸第4樋門	辺別川右岸築堤 KP1.1	〃
54	〃	〃	辺別川右岸第3樋門	辺別川右岸築堤 KP2.6	〃
55	〃	〃	辺別川右岸第1樋門	辺別川右岸築堤 KP3.1	〃
56	〃	〃	辺別川右岸第二排水樋管	辺別川右岸築堤 KP3.9	〃
57	〃	〃	辺別川右岸第一樋管	辺別川右岸築堤 KP4.9	〃
58	〃	〃	千代ヶ岡排水樋門	辺別川右岸築堤 KP5.5	〃
59	〃	〃	千代ヶ岡第二排水樋門	辺別川右岸築堤 KP6.2	〃
60	〃	〃	辺別川右岸新区画10線排水樋門	辺別川右岸築堤 KP8.6	〃
61	牛朱別川	右岸	牛朱別川金星ひ門	永隆右岸築堤 KP0.5	〃
62	〃	〃	永隆橋排水樋門	永隆右岸築堤 KP1.0	〃

別表 10

水門の設置場所

番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者
63	〃	〃	石北排水樋門	永隆右岸築堤 KP1. 9	〃
64	〃	〃	境橋排水樋門	新星築堤 KP2. 1	〃
65	〃	左岸	中西樋門	豊岡築堤 KP2. 2	〃
66	〃	右岸	新星一号樋門	新星築堤 KP3. 1	〃
67	〃	左岸	豊岡樋門	豊岡築堤 KP3. 2	〃
68	〃	〃	愛宕樋門	豊岡築堤 KP3. 6	〃
69	〃	右岸	第2新星樋門	新星築堤 KP4. 2	〃
70	〃	左岸	北1丁目樋門	東旭川築堤 KP6. 0	〃
71	〃	右岸	永山4丁目樋門	東永山築堤 KP6. 3	〃
72	〃	〃	永山第6号樋門	東永山築堤 KP7. 2	〃
73	〃	〃	旭永橋排水樋門	東永山築堤 KP7. 6	〃
74	〃	左岸	第22号樋門	東旭川築堤 KP8. 4	〃
75	〃	〃	北5丁目樋門	東旭川築堤 KP9. 1	〃
76	〃	右岸	永山9丁目樋門	東永山築堤 KP9. 0	〃
77	〃	左岸	日の出樋門	東旭川築堤 KP9. 5	〃
78	〃	右岸	荻野樋門	東永山築堤 KP9. 9	〃
79	〃	左岸	第21号樋管	東旭川築堤 KP10. 2	〃
80	〃	右岸	桜岡右岸樋門	桜岡右岸築堤 KP12. 4	〃
81	〃	左岸	桜岡左岸樋門	桜岡左岸築堤 KP11. 2	〃
82	〃	右岸	梅津樋門	桜岡右岸築堤 KP11. 4	〃

別表 10

水門の設置場所

番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者
83	牛朱別川	左岸	第17号樋管	桜岡左岸築堤 KP13. 1	旭川開発建設部長
84	〃	右岸	近文内樋門	桜岡右岸築堤 KP13. 6	〃
85	永山新川	左岸	永山樋門	永山新川築堤 KP0. 2	〃
86	〃	右岸	辰永樋門	永山新川右岸築堤 KP1. 1	〃
87	〃	〃	参番線樋門	永山新川右岸築堤 KP4. 4	〃
88	〃	〃	四番線樋門	永山新川右岸築堤 KP4. 7	〃
89	〃	左岸	牛朱別川分流樋門	永山新川左岸築堤 KP5. 4	〃
90	オホーツナイ川	右岸	オホーツナイ一号排水樋門	近文オホーツナイ築堤 KP0. 1	〃
91	〃	左岸	オホーツナイ二号排水樋門	近文オホーツナイ築堤 KP1. 0	〃
92	江丹別川	右岸	第1号排水樋門	江丹別町共和	旭川建設管理部長
93	〃	〃	第2号排水樋管	〃	〃
94	〃	〃	嵐山第2号排水樋管	江丹別町嵐山	〃
95	〃	〃	嵐山第5号排水樋管	〃	〃
96	〃	〃	嵐山第6号排水樋門	〃	〃
97	〃	〃	宮崎排水樋管	〃	〃
98	〃	左岸	芳野第1号排水樋管	江丹別町芳野	〃
99	〃	〃	芳野第2号排水樋門	〃	〃
100	〃	〃	芳野第3号排水樋門	〃	〃
101	〃	右岸	芳野第4号排水樋管	〃	〃
102	〃	左岸	芳野第5号排水樋管	〃	〃

別表 10

水門の設置場所

番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者
103	江丹別川	左岸	芳野第6号排水樋門	江丹別町中央	旭川建設管理部長
104	〃	右岸	芳野第7号排水樋管	〃	〃
105	〃	左岸	滝見節排水樋管	江丹別町嵐山	〃
106	〃	〃	第7号排水樋管	〃	〃
107	〃	〃	芳野第8号排水樋管	江丹別町中央	〃
108	〃	〃	芳野第9号排水樋管	江丹別町富原	〃
109	〃	〃	第10号排水樋管	江丹別町嵐山	〃
110	〃	右岸	第11号排水樋管	〃	〃
111	〃	左岸	第8号排水樋管	〃	〃
112	〃	〃	第9号排水樋管	〃	〃
113	〃	〃	江丹別川橋排水樋門	〃	〃
114	〃	右岸	SP17380樋門	江丹別町富原	〃
115	〃	〃	1号排水樋管	江丹別町嵐山	〃
116	〃	〃	2号排水樋管	〃	〃
117	〃	〃	3号排水樋管	〃	〃
118	〃	〃	4号排水樋管	〃	〃
119	秋葉の沢川	左岸	第3号排水樋管	〃	〃
120	伊野川	左岸	佐藤排水樋門	神居町台場	〃
121	〃	右岸	伊納橋上流排水樋管	〃	〃
122	〃	〃	丸井排水樋管	〃	〃

別表 10

水門の設置場所

番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者
123	伊野川	右岸	No. 9排水樋管	神居町富沢	旭川建設管理部長
124	ウッペツ川	〃	西近文右岸排水樋管	近文町24丁目	〃
125	〃	左岸	西近文左岸排水樋管	近文町24丁目	〃
126	〃	〃	近文排水樋管	緑町22丁目	〃
127	〃	〃	第2号排水樋管	緑町19丁目	〃
128	ペーパン川	〃	豊田排水樋管	東旭川町豊田	〃
129	〃	〃	浅沼排水樋管	東旭川町日ノ出	〃
130	〃	右岸	杉山排水樋門	東旭川町桜岡	〃
131	〃	〃	西塚排水樋門	〃	〃
132	〃	〃	石北線右排水樋管	〃	〃
133	神居川	〃	神居第1排水樋門	忠和5条4丁目	〃
134	〃	左岸	神居第2排水樋管	忠和6条5丁目	〃
135	〃	〃	神居第3排水樋管	〃	〃
136	ヨンカ シュッペ川	〃	水月橋排水樋門	東鷹栖8線16号	〃
137	〃	〃	稔排水樋門	東鷹栖8線17号	〃
138	〃	右岸	稔上流排水樋管	〃	〃
139	〃	〃	飯田排水樋管	東鷹栖9線14号	〃
140	〃	〃	星排水樋管	東鷹栖8線15号	〃
141	〃	〃	八千代橋排水樋門	〃	〃
142	〃	〃	東鷹栖14号樋門	東鷹栖11線13号	〃
143	〃	左岸	中坪排水樋管	東鷹栖8線16号	〃

別表 10

水門の設置場所

番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者
144	辺別川	右岸	千代ヶ岡排水樋門	西神楽1線30号	旭川建設管理部長
145	〃	〃	辺溪郎排水樋門	西神楽1線31号	〃
146	〃	〃	第4号排水樋管	西神楽1線32号	〃
147	南校川	〃	右岸6号排水樋門	神楽6条10丁目	〃
148	〃	左岸	左岸8号排水樋管	神楽6条12丁目	〃
149	〃	右岸	右岸8号排水樋管	神楽5条12丁目	〃
150	〃	〃	右岸9号排水樋管	神楽5条13丁目	〃
151	〃	左岸	左岸9号排水樋管	〃	〃
152	千代ヶ岡川	右岸	第4号排水樋管	西神楽3線24号	〃
153	西里川	左岸	第5号排水樋管	江丹別町中央	〃
154	〃	〃	第1号排水樋管	江丹別町清水	〃
155	〃	〃	第3号排水樋管	江丹別町中央	〃
156	〃	〃	第6号排水樋門	江丹別町西里	〃
157	〃	〃	第8号排水樋管	〃	〃
158	〃	〃	第9号排水樋門	〃	〃
159	〃	右岸	西里第2号排水樋管	江丹別町清水	〃
160	〃	〃	西里第4号排水樋門	江丹別中央	〃
161	〃	〃	西里第7号排水樋管	江丹別町西里	〃
162	アイヌ川	左岸	小林排水樋管	東光20条5丁目	〃
163	〃	右岸	若栗排水樋管	東旭川町共栄	〃

別表 10

水門の設置場所

番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者
164	小股川	右岸	小股川排水樋管	豊岡13条2丁目	旭川建設管理部長
165	倉沼川	左岸	桑田排水樋管	東旭川町日ノ出	〃
166	石狩川	右岸	永山取水施設	東鷹栖1線15号	旭川市水道事業管理者
167	牛朱別川	左岸	17丁目排水樋門	10条通17丁目地先	〃
168	〃	右岸	永隆排水樋門	東3条1丁目地先	〃
169	〃	左岸	豊岡第4排水樋門	豊岡15条5丁目地先	〃
170	ウッペツ川	〃	近緑左3号排水樋門	緑町21丁目地先	〃
171	ポン牛朱別川	右岸	ポン牛朱別川右18号排水樋門	豊岡6条6丁目地先	〃
172	神居川	左岸	神居左2号排水樋門	忠和5条3丁目地先	〃
173	石狩川	〃	西部処理場吐口樋門	神居町忠和	〃
174	忠別川	右岸	雨水ポンプ場吐口樋門	亀吉1条3丁目	〃
175	石狩川	左岸	新橋樋門	9条西3丁目地先	〃
176	美瑛川	右岸	見本林樋門	神楽6条5丁目地先	〃
177	〃	左岸	雨紛1号排水樋門	神居1条19丁目地先	〃
178	〃	左岸	雨紛頭首工第1取水門	神居町上雨紛	旭川土地改良区
179	忠別川	〃	神楽導水門	神楽岡公園神楽橋下	旭川市
180	石狩川	右岸	近文25丁目樋門	近文町25丁目	〃
181	〃	左岸	忠和北部樋門	神居町忠和	旭川市
182	南校川	左右岸	南校川水門	神楽岡11条6丁目	〃
183	忠別川	右岸	第4頭首工樋門	東旭川町旭正	東和土地改良区

別表 10

水門の設置場所

番号	河川名	右左岸	名称	位置	管理者
184	忠別川	右岸	東旭川導水門	東旭川町忠別	東和土地改良区
185	南校川	〃	神楽5条11丁目 排水樋門	神楽5条11丁目815番5	旭川市水道事業管理者
186	内大部川	〃	松浦排水樋門	神居町豊里	旭川建設管理部長
187	〃	〃	松村排水樋門	〃	〃
188	〃	〃	森排水樋門	〃	〃
189	ペーパン川	〃	橋場排水樋門	東旭川町豊田	〃
190	〃	左岸	若田排水樋門	〃	〃
191	〃	右岸	西島排水樋門	〃	〃
192	〃	〃	谷地川樋門	東旭川町桜岡	〃
193	〃	〃	内山樋門	東旭川町豊田	〃
194	伊野川	右岸	第1号排水樋門	神居町富沢	〃
195	谷地川	〃	谷地川排水樋門	東旭川町桜岡	〃
196	五号川	左岸	SP1773.50樋管	西神楽2線6号	〃
197	〃	右岸	SP1817.00樋管	西神楽3線6号	〃

別表 1 1

水防用土砂採取場所

(第2種側帯)

連 絡 先	住 所	電 話
旭川開発建設部 旭川河川事務所	石狩川右岸 旭川市江神橋下流地先 (春日築堤K P 6 / 1 5 0)	4 8 - 2 1 3 1
〃	石狩川右岸 旭川市旭西橋下流地先 (近文築堤K P 6 / 1 5 4)	〃
〃	石狩川左岸 旭川市金星橋下流地先 (新旭川築堤K P 0 / 1 5 8)	〃
〃	石狩川左岸 旭川市金星橋上流地先 (新旭川築堤K P 6 / 1 5 8)	〃
〃	石狩川左岸 旭川市新富1条1丁目地先 (新旭川築堤K P 4 / 1 5 9)	〃
〃	石狩川左岸 旭川市新富1条3丁目地先 (新旭川築堤K P 0 / 1 6 0)	〃
〃	石狩川左岸 旭川市流通団地4条5丁目地先 (南永山築堤K P 0 / 1 6 2)	〃
〃	石狩川右岸 旭川市北旭川大橋下流地先 (東鷹栖築堤K P 6 / 1 6 2)	〃
〃	石狩川右岸 旭川市東鷹栖11号地先 (東鷹栖築堤K P 6 / 1 6 3)	〃
〃	石狩川右岸 旭川市永山橋下流地先 (東鷹栖築堤K P 0 / 1 6 4)	〃
〃	石狩川左岸 旭川市秋月橋下流地先 (南永山築堤K P 8 / 1 6 0)	〃
〃	石狩川左岸 旭川市永山町8丁目地先 (南永山築堤K P 6 / 1 6 3)	〃
〃	石狩川左岸 旭川市永山橋下流地先 (南永山築堤K P 2 / 1 6 4)	〃

別表 1 1

水防用土砂採取場所

(第2種側帯)

連 絡 先	住 所	電 話
旭川開発建設部 旭川河川事務所	忠別川左岸 旭川市旭川大橋上流地先 (神居第2築堤K P 8 / 1)	4 8 - 2 1 3 1
〃	忠別川右岸 旭川市旭川大橋上流地先 (曙築堤K P 0 / 2)	〃
〃	忠別川左岸 旭川市忠別橋梁下流地先 (参宮築堤K P 2 / 4)	〃
〃	忠別川左岸 旭川市忠別橋下流地先 (参宮築堤K P 6 / 2)	〃
〃	忠別川右岸 旭川市大正橋下流地先 (旭川築堤K P 1 / 6)	〃
〃	忠別川左岸 旭川市旭神町地先 (下忠別築堤K P 0 / 7)	〃
〃	忠別左岸 旭川市ツインハープ橋下流地先 (下忠別築堤K P 8 / 7)	〃
〃	忠別川右岸 旭川市東光16条地先 (千代田築堤K P 0 / 8)	〃
〃	忠別川右岸 旭川市東旭川町忠別8号線地先 (東川築堤K P 2 / 15)	〃
〃	美瑛川右岸 旭川市神楽7条11丁目地先 (神楽築堤K P 4 / 2)	〃
〃	牛朱別川左岸 旭川市豊岡13条3丁目地先 (豊岡築堤K P 2 / 3)	〃
〃	美瑛川右岸 旭川市雨紛頭首工下流地先 (雨紛築堤K P 0 / 8)	〃
〃	牛朱別川左岸 旭川市中央橋下流地先 (永隆築堤K P 1 / 1)	〃

別表 1 2

水 防 通 信 連 絡

機 関 名	連絡責任者	通 信 系 統		
		第 1 系統	第 2 系統	第 3 系統
旭川開発建設部	防災課長	32-4153	防災用携帯電話 090-8909-0007	車・徒歩
旭川地方气象台	観測予報管理官	32-6368	32-7102	〃
上川総合振興局	地域創生部 危機対策室主幹	46-5910	総合行政情報ネット 888-6-550-2151	〃
旭川建設管理部	治水課長	46-5156	総合行政情報ネット 888-6-550-4330	〃
旭川市保健所	保健総務課長	26-1111	車・徒歩	
旭川中央警察署	警備課長	25-0110	〃	
旭川東警察署	警備課長	34-0110	〃	
北海道電力ネットワーク 株式会社道北統括支店	企画総務グループ リーダー	23-1011	〃	
日本放送協会旭川放送局	ニュース副部長	24-8808	Ｗスター 090-2696-9009	車・徒歩
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道北支店	総括担当課長	20-5410	携帯電話 080-1888-3318	〃
北海道旅客鉄道株式会社 旭川支社	施設グループリー ダー	25-6136 (指令室)	車・徒歩	
日本通運株式会社旭川支 店	総務次長	23-5115	〃	
旭川ガス株式会社	供給部導管管理グ ループ課長	23-4151	〃	
旭川市	防災安全部 防災課長	25-9840	総合行政情報ネット 888-6-560-3-3430	車・徒歩
旭川市消防本部	警防課長	33-9962	総合行政情報ネット 888-6-560-3-87-811-513	〃

別表 13

洪水予報区及び水防警報区

1 洪水予報区

基準地点

水系名	河川名	実施区間		基準地点
		上流端	下流端	
石狩川 (上流)	石狩川 上流	左岸： 上川郡上川町字菊水333番の4地先 右岸： 上川郡上川町字日東20番の1地先	旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋	旭 橋 伊 納
	忠別川	左岸： 上川郡東神楽町字志比内182番1地先 右岸： 上川郡東川町1067番2地先	石狩川への合流点	暁 橋
	美瑛川	左岸： 上川郡美瑛町字美瑛原野7519番地先，オヤウンナイ20号 右岸： 上川郡美瑛町字置杵牛原野7513番地先，オヤウンナイ20号	忠別川への合流点	西一区 西神楽
	牛朱別川	左岸： 東旭川町桜岡100番2地先 右岸： 永山町14丁目218番6地先	石狩川への合流点	中央橋
石狩川 (下流)	石狩川 下流	左岸： 旭川市神居古潭166番地地先の道道神納橋 右岸： 旭川市神居古潭166番地地先の道道神納橋	海	納内

基準水位観測所の水位に関する諸元

河川名	基準水位 観測所名	観測所 所在地	水 防 団 待機水位 (m)	氾 濫 注意水位 (m)	避難判断 水 位 (m)	氾 濫 危険水位 (m)	計画高 水 位 (m)
石狩川 上 流	旭 橋	常盤通3丁目旭橋	105.70	106.40	① 106.90 ② 109.00	① 107.70 ② 109.40	109.05
	伊 納	江丹別町春日伊納	90.80	92.20	93.90	94.90	96.39
石狩川 下 流	納 内	深川市納内町8区の1	57.50	58.90	59.20	60.10	61.75
忠別川	暁 橋	上川郡東神楽町19号南3東橋下流	209.50	210.20	210.50	211.00	212.94
美瑛川	西一区	上川郡美瑛町西一区地先	232.10	232.90	233.50	233.70	235.94
	西神楽	西神楽	136.90	137.80	139.20	139.90	141.12
牛朱別川	中央橋	東4条1丁目	109.00	109.80	110.10	110.30	111.38

旭橋（永山橋下流）水位観測所①対象地区（左岸）旭川市忠和～永山町13丁目（右岸）旭川市旭岡～東鷹栖
 旭橋（永山橋上流）水位観測所②対象地区（左岸）旭川市永山町14丁目～当麻町（右岸）比布町

2 水防警報区

水防警報区間、基準水位観測所

水系名	河川名	水防警報区間	基準水位 観測所
石狩川 (上流)	石狩川	左岸： 上川郡上川町字菊水333番の4地先から旭川市神居古潭166番地 先道道神納橋まで 右岸： 上川郡上川町字日東20番の1地先から深川市納内町字納内3954 番の3地先道道神納橋まで	旭 橋 伊 納
	忠別川	左岸： 上川郡東神楽町字志比内182番1地先から石狩川への合流点ま で 右岸： 上川郡東川町1067番2地先から石狩川への合流点まで	暁 橋
	美瑛川	左岸： 上川郡美瑛町字下字莫別七百八十四番地一地先、オヤウンナ イ20号から忠別川への合流点まで 右岸： 上川郡美瑛町字置杵牛原野7513番地先、オヤウンナイ20号 から忠別川への合流点まで	西神楽
	辺別川	左岸： 上川郡美瑛町字美瑛原野7519番地先、美瑛川への合流点まで 右岸： 旭川市西神楽五百十一番地先、美瑛川への合流点まで	1 8 号
	牛朱別川	左岸： 旭川市東旭川町桜岡100番2地先から石狩川への合流点まで 右岸： 旭川市永山町14丁目218番6地先から石狩川への合流点まで	中央橋
	倉沼川	左岸： 旭川市東旭川町日ノ出410番1地先（界橋）下流端からペーパ ン川合流点まで 右岸： 旭川市東旭川町倉沼160番2地先（界橋）下流端からペーパ ン川合流点まで	倉沼川
	江丹別川	左岸： 旭川市江丹別町芳野341番1地先（西里川合流点）から石狩川 合流点まで 右岸： 旭川市江丹別町芳野395番地先（西里川合流点）から石狩川合 流点まで	嵐 山 萬代橋
	ポン川	左岸： 上川郡東神楽町74番22地先（6号橋）下流端から忠別川合流点 まで 右岸： 上川郡東神楽町ひじり野南3条2丁目74番2地先（6号橋）下流 端から忠別川合流点まで	ポン川
	ペーパン川	左岸： 旭川市東旭川町倉沼159番3地先の観月橋下流端から幹川への 合流点まで 右岸： 旭川市東旭川町豊田12番8地先の観月橋下流端から幹川への合 流点まで	ペーパン川

基準水位観測所の水位に関する諸元

実施機関：旭川開発建設部

河川名	基準水位 観測所名	観測所 所在地	水 防 団 待機水位 (m)	氾 濫 注意水位 (m)	避難判断 水 位 (m)	氾 濫 危険水位 (m)	計画高 水 位 (m)
石狩川 上 流	旭 橋	常盤通3丁 目旭橋	105.70	106.40	① 106.90 ② 109.00	① 107.70 ② 109.40	109.05
	伊 納	江丹別町春 日伊納	90.80	92.20	93.90	94.90	96.39
忠別川	暁 橋	上川郡東神 楽町19号南 3東橋下流	209.50	210.20	210.50	211.00	212.94
美瑛川	西神楽	西神楽	136.90	137.80	139.20	139.90	141.12
辺別川	1 8 号	西神楽18号 地先	150.90	151.50	152.00	152.40	153.21
牛朱別川	中央橋	東4条1丁目	109.00	109.80	110.10	110.30	111.38

旭橋(永山橋下流)水位観測所 ①対象地区 (左岸) 旭川市忠和～永山町13丁目 (右岸) 旭川市旭岡～東鷹栖
旭橋(永山橋上流)水位観測所 ②対象地区 (左岸) 旭川市永山町14丁目～当麻町 (右岸) 比布町

実施機関：旭川建設管理部

河川名	基準水位 観測所名	観測所所在地	水防警報 (待機) (m)	水防警報 (準備) (m)	水防警報 (出動) (m)	水防警報 (指示) (m)	水防警報 (解除) (m)
倉沼川	倉沼川	東旭川町字倉沼1260-1地先	167.27	167.60	167.70	168.36	167.60
江丹別川	嵐山	江丹別町嵐山113-2地先	98.57	99.07	99.87	100.20	99.07
	萬代橋	江丹別町芳野383-2地先	132.54	133.04	133.21	133.64	133.04
ボン川	ボン川	上川郡東神楽町字東神楽39-1地先	136.62	136.83	136.92	137.93	136.83
ペーパン川	ペーパン川	東旭川町倉沼159地先	138.42	138.87	139.08	139.82	138.87

※ 各警報の発令基準水位の決定方法は、次によることを標準とするが、現地の状況等を勘案し決定する。

- 1 待機：水防団待機水位の数値と氾濫注意水位の数値を加え2で除した値の水位
- 2 準備：氾濫注意水位
- 3 出動：計画高水位（計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位）の数値に2を乗した数値とはん濫注意水位の数値を加え3で除した値の水位。
ただし、水位周知に指定されている河川においては、求めた水位と避難判断水位を比べて低い水位。
- 4 指示：計画高水位とするが、計画高水位より低く氾濫危険水位を設定している河川は、氾濫危険水位

3 水位情報（水位周知河川）

実施機関：旭川開発建設部・旭川建設管理部

水系名	河川名	基準地点	避難判断水位
石狩川	辺別川	18号	152.00m
	永山新川・牛朱別川	北永	136.10m
		鹿島橋	137.50m
	江丹別川	萬代橋	133.21m
		嵐山	99.87m
	ペーパン川	ペーパン川	139.08m
	倉沼川	倉沼川	167.70m
	ボン川	ボン川	136.92m
	当麻川	当麻川	158.26m
	比布川	比布	160.34m

※ 旭川開発建設部又は旭川建設管理部は、洪水予報河川以外の河川で洪水により経済上相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川については、避難判断水位を定め、水位がこれに達したときは、水位又は流量等を示した情報を関係機関に周知する。

別表 1 4

市 内 一 級 河 川（管理者別）

1 国土交通大臣

No.	河 川 名	市域延長 km
1	石狩川 (イシカリガワ)	32.4
2	忠別川 (チュウベツガワ)	15.6
3	美瑛川 (ビエイガワ)	18.0
4	辺別川 (ベベツガワ)	9.7
5	牛朱別川 (ウシュベツガワ)	14.0
6	永山新川 (ナガヤマシンカワ)	5.7
7	オサラッペ川 (オサラッペガワ)	0.0

2 北海道知事

No.	河 川 名	指定区間 km
1	内大部川 (ナイダイブガワ)	16.0
2	オロエン川 (オロエンガワ)	1.5
3	伊野川 (イノガワ)	12.6
4	神居川 (カムイガワ)	2.0
5	江丹別川 (エタンベツガワ)	23.5
6	秋葉の沢川 (アキバノサワガワ)	0.2
7	西里川 (ニシサトガワ)	6.4
8	拓北川 (タクホクガワ)	4.0
9	ヨンカシュッペ川 (ヨンカシュッペガワ)	6.3
10	ハイシュベツ川 (ハイシュベツガワ)	8.5
11	キムクシュハイシュベツ川 (キムクシュハイシュベツガワ)	1.9
12	ウッベツ川 (ウッベツガワ)	9.4
13	オホーツナイ川 (オホーツナイガワ)	2.1
14	南校川 (ナンコウガワ)	1.3
15	五号川 (ゴゴウガワ)	2.0
16	雨紛川 (ウブンガワ)	4.6
17	西八号川 (ニシハチゴウガワ)	3.6
18	十五号川 (ジュウゴゴウガワ)	1.1
19	辺別川 (ベベツガワ)	5.0
20	千代ヶ岡川 (チヨガオカガワ)	1.2
21	アイヌ川 (アイヌガワ)	6.1
22	東光川 (トウコウガワ)	2.1
23	栄川 (サカエガワ)	0.6
24	近文オホーツナイ川 (チカブミオホーツナイガワ)	0.6
25	基北川 (キホクガワ)	6.8
26	ボンウシベツ川 (ボンウシベツガワ)	5.4
27	ボンウシベツ川分水路 (ボンウシベツガワブンスイロ)	0.4
28	小股川 (コマタガワ)	4.3
29	永山二号川 (ナガヤマニゴウガワ)	1.8
30	永山3号川 (ナガヤマサンゴウカワ)	1.0
31	小股川分水路 (コマタガワブンスイロ)	0.3
32	難波田川 (ナンバタガワ)	2.1
33	愛宕新川 (アタゴシンカワ)	5.1
34	難波田川分水路 (ナンバタガワブンスイロ)	0.4
35	ペーバン川 (ペーバンガワ)	22.4
36	倉沼川 (クラヌマガワ)	20.0
37	ペーバン第二支川 (ペーバンダイニシセン)	0.5
38	ペーバン第三支川 (ペーバンダイサンシセン)	0.3
39	神水川 (ジンスイガワ)	1.0
40	近文内川 (チカブンナイガワ)	3.8
41	桜川 (サクラガワ)	1.5

様 式

様式 1

第	号	公 用 負 担 命 令 票		
		住所 氏名		
水防法第 2 8 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。				
1	目的物			
	(1) 所在地			
	(2) 名 称			
	(3) 種 類			
	(4) 数 量			
2	負担内容			
	(使用・収用・処分等について詳記すること)			
		年	月	日
		命令者	職	氏名
				印

(日本工業規格 A 4 版)

様式 2

第	号	公 用 負 担 権 限 委 任 証		
		住所 職名 氏名		
上記の者に 区域における水防法第 2 8 条第 1 項の権限行使について委任したことを証明する。				
		年	月	日
		委任者	職	氏名
				印

縦 9 c m 横 6 c m

様式3

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 月
至 年 月

(総合振興局)

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備 考
	団 体 数	活 動 延 員 人	主要資材	その他資材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主要資材	その他資材	計	
総合振興局分 前 回 迄	—	—	円	円	円	—				
月 分	—	—				—				
	—	—				—				
	—	—				—				
	—	—				—				
	—	—				—				
小 計	—	—				—				
累 計	—	—				—				
水防管理団体分 前 回 迄	()					—				
月 分	()					—				
	()					—				
	()					—				
	()					—				
	()					—				
小 計	()					—				
累 計							円	円	円	

(作成要領)

- 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

資 料

水防法

発令 : 昭和24年6月4日 号外法律第193号

最終改正 : 令和4年6月17日 号外法律第68号

改正内容 : 令和4年6月17日 号外法律第68号[令和4年6月17日]

○水防法

[昭和二十四年六月四日 号外法律第百九十三号]

[総理・建設大臣署名]

水防法をここに公布する。

水防法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応

援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及

び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるとときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるとときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府

県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続す

る排水施設を含む。) から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）

は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
 - 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
 - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
 - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪

水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害

予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。
(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二十四年八月三日〕から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則〔昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号抄〕

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則〔昭和二十九年六月一日法律第一四〇号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和二十九年六月八日法律第一六三号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律〔中略〕は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日〔昭和二十九年七月一日〕から施行する。

附 則〔昭和三十〇年七月一日法律第六一号抄〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三十一年六月一日法律第一四一号抄〕

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三二年五月一六日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和三二年八月政令二五三号により、昭和三二・八・一〇から施行〕

附 則〔昭和三三年三月一五日法律第八号〕

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和三三年四月政令九五号により、昭和三三・五・一から施行〕

附 則〔昭和三五年六月三〇日法律第一一三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

〔経過規定〕

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

〔罰則〕

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和四七年六月二三日法律第九四号抄〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五七年七月一六日法律第六六号〕

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則〔昭和五九年一二月二五日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。〔後略〕

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔昭和六〇年六月二一日法律第六九号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律中、〔中略〕第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律〔平成六年六月法律第四八号〕中地方自治法〔昭和二二年四月法律第六七号〕第三編第三章の改正規定の施行の日〔平成七年六月一五日〕から施行する。

附 則〔平成七年四月二一日法律第六九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

- 二 〔略〕

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

- 二～六 〔略〕

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定め

があるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の

施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一三年六月一三日法律第四六号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（気象業務法の一部改正）

2 気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一七年五月二日法律第三七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

〔平成一七年六月政令一九四号により、平成一七・七・一から施行〕

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定

により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二二年一二月二五日法律第五二〇号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二三年一月政令九号により、平成二三・五・一から施行〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることと

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二三年一二月一四日法律第一二四号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日〔平成二三年一二月二七日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二五年六月一二日法律第三五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二五年七月政令二一三号により、平成二五・七・一一から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第五十一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二五年六月二一日法律第五四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日〔平成二五年七月一一日〕又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

四・五 〔略〕

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二六年一一月一九日法律第一〇九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二七年一月政令五号により、平成二七・一・一八から施行〕

附 則〔平成二七年五月二〇日法律第二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成二七年七月政令二七二号により、平成二七・七・一九から施行〕

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）

第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域を

いう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二九年五月一九日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二九年六月政令一五七号により、平成二九・六・一九から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和三年五月一〇日法律第三〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔令和三年五月政令一五二号により、令和三・五・二〇から施行〕

附 則〔令和三年五月一〇日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和三年一〇月政令二九五号により、令和三・一一・一から施行〕

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定〔中略〕 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和三年七月政令二〇四号により、令和三・七・一五から施行〕

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六十七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

○旭川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模に関する条例

平成26年2月26日条例第1号

改正 平成27年9月14日条例第61号

旭川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ハの規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に旭川市地域防災計画に名称及び所在地を定めるものの用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

第2条 水防法第15条第1項第4号ハの条例で定める用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月14日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模に関する条例の規定は、平成27年7月19日から適用する。

旭 川 市 水 防 計 画

平成 元年 4月制定

平成 2年 6月改訂

平成 4年 6月改訂

平成 6年 7月改訂

平成 8年 7月改訂

平成10年 7月改訂

平成12年 8月改訂

平成15年 8月改訂

平成18年 3月改訂

平成20年11月改訂

平成22年 3月改訂

平成23年 3月改訂

平成27年 5月改訂

平成27年 7月改訂

平成28年 7月改訂

平成29年 7月改訂

平成30年 7月改訂

令和 元年 7月改訂

令和 2年 7月改訂

令和 3年 7月改訂

令和 4年 7月改訂

令和 5年 7月改訂

令和 6年 7月改訂

発 行 旭 川 市

(事務局 防災安全部防災課)
